

第2次福井県男女共同参画計画

平成24年3月

福 井 県

～ 目 次 ～

	ページ
第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
第2章 本県が目指す社会	2
第3章 男女共同参画をめぐる現状と課題	3
1 これまでの男女共同参画推進の成果	
2 社会情勢の変化	
3 男女共同参画推進の主な課題	
第4章 本計画における重点的な取り組み	19
第5章 施策の基本的方向	20
I 世代に応じた意識改革と理解促進	22
1 教育・学習の場などを通じたアプローチ	
2 世代別の意識改革	
II 女性リーダーの出やすい社会づくりの促進	28
1 リーダーとなる女性の育成	
2 これからの時代を担う女性による企業・団体等の活性化	
III 「仕事」と「家庭」の調和の取れた生活スタイルの実現	35
1 仕事と家庭の調和の推進	
2 女性の「ゆとり」の創出	
3 地域による子育て・介護などの支援	
IV 男女がいきいきと暮らせる環境の整備	43
1 地域における男女共同参画の推進	
2 生涯を通じた健康支援	
3 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる社会づくり	
4 メディアにおける人権尊重	
V 女性に対する暴力の根絶	54
第6章 計画の推進体制	58
参考資料	60

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

「第2次福井県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。

また、県民一人ひとりが男女共同参画推進に取り組むための指針ともなる計画です。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることでもあります。

本県では、昭和63年の「21世紀をめざすふくい女性プラン」の策定以来、現在の「福井県男女共同参画計画」に至るまで、男女共同参画の実現に向け、女性の就業率や夫婦世帯に占める共働き世帯の割合が日本一という、本県の特徴を踏まえながら、諸施策を総合的に実施してきました。

しかし、県が平成22年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」（以下「県民意識調査」という）では「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する人が約半数を占める結果が出ており、性別による固定的役割分担意識が残っていると言えます。

「福井県男女共同参画計画」は、平成23年度をもって計画期間が終了するため、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より効果的な男女共同参画の推進に向けて、新たな計画を策定するものです。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とします

第2章 本県が目指す社会

この計画による男女共同参画の推進によって本県が目指す社会は、次のとおりです。

＝ 本県が目指す社会 ＝

「男女が共に子どもから高齢者まで、互いにその人権を尊重し、家庭・職場・地域でそれぞれの考え方や能力を生かして協力し合い、希望を持って活躍できる社会」

- 1 性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会
- 2 男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会
- 3 男女が家庭でも地域でも会社でも個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

1 性別に関わりなく、多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会

男性も女性も共に人生のどの時期においても、性別による固定的な役割に縛られることなく、自らの意思により、生き方やライフスタイルを自由に選択できる社会を目指します。

2 男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会

男性も女性も共に、人生の段階に応じて、仕事と家庭との両立を図りながら、家事、子育て、介護等に主体的に関わることができる社会を目指します。

3 男女が家庭でも地域でも会社でも個性と能力を発揮し、活躍できるよう支えあう社会

男女が、家庭をはじめとしたあらゆる場面において、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、男女が共に支えあい、助け合い、協力し合う社会を目指します。

第3章 男女共同参画をめぐる現状と課題

1 これまでの男女共同参画推進の成果

本県では、平成14年に「福井県男女共同参画計画」を策定し、女性の就業率や夫婦世帯に占める共働き世帯の割合が日本一という本県の特徴を踏まえ、仕事と育児の両立や女性の再就職支援などを行い、男女共同参画の社会づくりを推進してきました。

この結果、少しずつ着実に男女共同参画の歩みが進んでいます。

【主な成果】

- (1) 女性のチャレンジ支援
- (2) 女性の安心地域づくり
- (3) 子育て支援の充実

(1) 女性のチャレンジ支援

女性の声を県政に反映する「女性活躍会議」の提言を受け、女性医師支援センター、父親の育児応援企業サポートなど数多くのプロジェクトを実現しました。

また、働く女性のキャリアアップや子育て後の再就職などを支援する「ふくい女性活躍支援センター」の開設や、県内の企業などで活躍中の女性により「ふくい女性ネット」を組織化し、働く女性のネットワーク拡大を応援しました。

さらに女性専用の外来窓口を設けるなど、女性が安心して受診できる体制を整備した病院を増やし、日本一働き者の福井の女性が社会で活躍しやすい環境づくりを進めました。

・ふくい女性活躍支援センター会員登録数	H18	—	⇒	H23	510人
・ふくい女性ネット加入数	H18	—	⇒	H23	74人(50社)
・女性活躍支援企業数	H18	—	⇒	H23	71社
・女性に配慮した診療を行う病院、診療所数	H18	4箇所	⇒	H23	15箇所

(2) 女性の安心地域づくり

相談窓口の新たな開設や相談時間の延長など、配偶者暴力の被害者が気軽に相談できる体制や、自立に向けた準備を行うための中間的施設の整備、経済的支援制度の創設、各警察署等において女性特有の相談に応じるレディースパートナーの指定、女性選抜捜査班（SWING）の設置などにより、女性が安心して暮らし、相談できる環境づくりを進めました。

・配偶者暴力被害者支援センター数	H14 2箇所	⇒	H22 8箇所
・警察署におけるレディースパートナー指定	H17 7所属	⇒	H22 10所属で指定

(3) 子育て支援の充実

働きながら子育てをしている保護者を支援するために、延長保育や病児デイケアなどきめ細かな保育サービスを実施するとともに、子どもの一時預かりや子育て世帯の家事支援などを行う「すみずみ子育てサポート」の拠点を増やしました。また、妊婦健診の無料化、子どもの医療費助成拡大（小学3年生へ）など、福井発の「3人っ子応援プロジェクト」を拡充しました。

その他、子育てに関する資格を持つ専門家「子育てマイスター」の登録を促進し、子育て支援センターを中心として、子どもを持つ方からの相談などの活動を充実させています。

・合計特殊出生率	H14 1.51	⇒	H22 1.61
・すみずみ子育てサポート事業延べ利用人数	H18 23,007人	⇒	H22 48,266人

また、福井方式の「放課後子どもクラブ」を、すべての小学校のエリア（203校区）に広げました。また、広く活用してもらえるよう福井独自で年齢を引き上げ、市町を応援しています。

・放課後子どもクラブ実施校区数	H15 117校区	⇒	H22 203校区
-----------------	-----------	---	-----------

2 社会情勢の変化

- (1) 少子高齢化の進展、人口減少時代の到来
- (2) 経済の低迷、非正規労働者の増加
- (3) 東日本大震災の発生

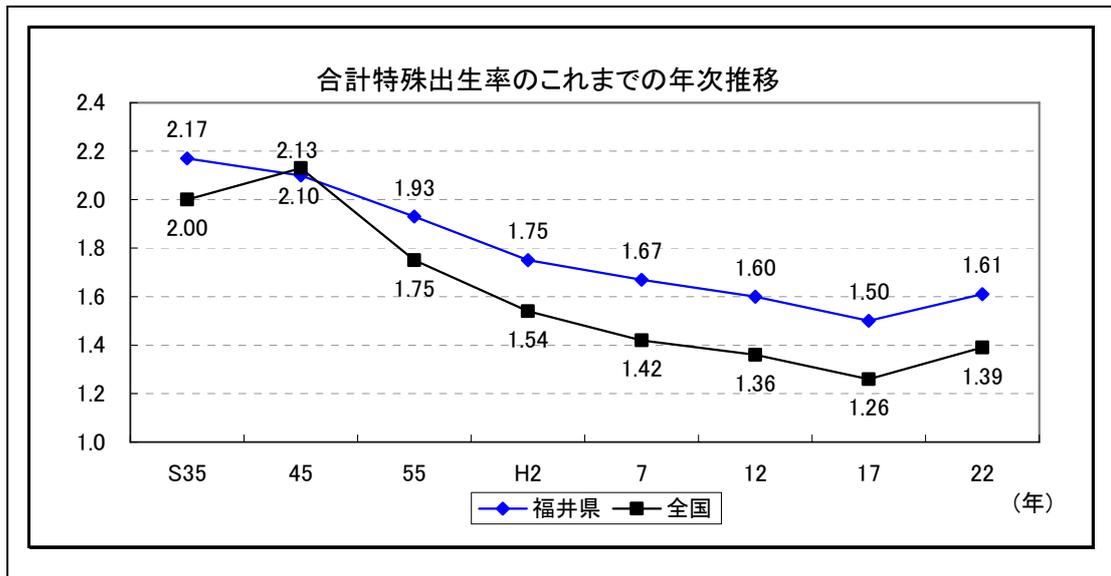
(1) 少子高齢化の進展、人口減少時代の到来

少子高齢化に伴い、福井県の人口は平成11年の83万1千人をピークとして減少傾向が続き、平成22年10月には80万6千人にまで減少しました。10年後の平成32年には約76万人、20年後の平成42年には、約71万人になると推計されています。

こうした人口減少が進む中、女性をはじめとする多様な人材を活用することが、社会の活性化にとって必要不可欠となっています。

① 合計特殊出生率

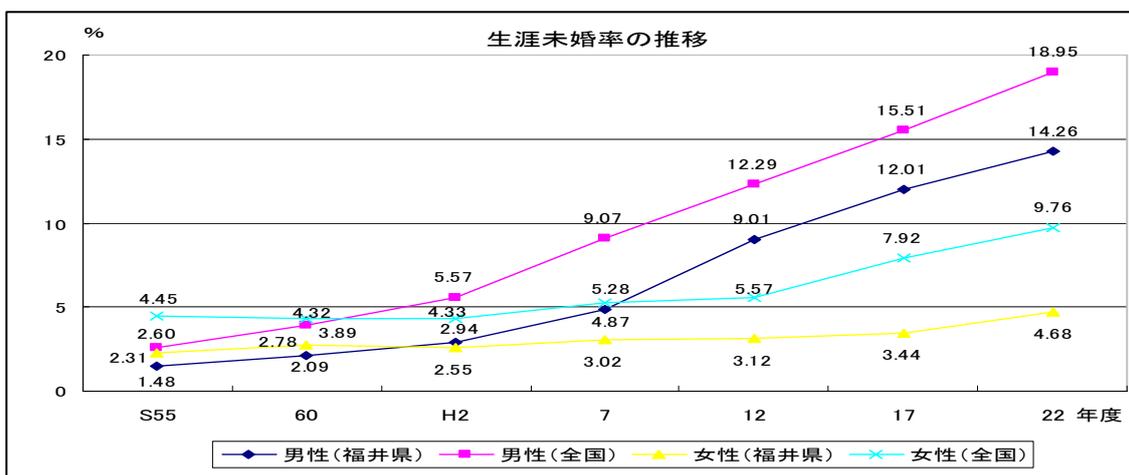
平成22年の合計特殊出生率は1.61で、全国を大きく上回り、また、平成17年より上昇していますが出生数は減少傾向にあり、依然として少子化が進んでいます。



資料出所：厚生労働省「人口動態統計調査」

② 生涯未婚率（50歳時の未婚率）の増加

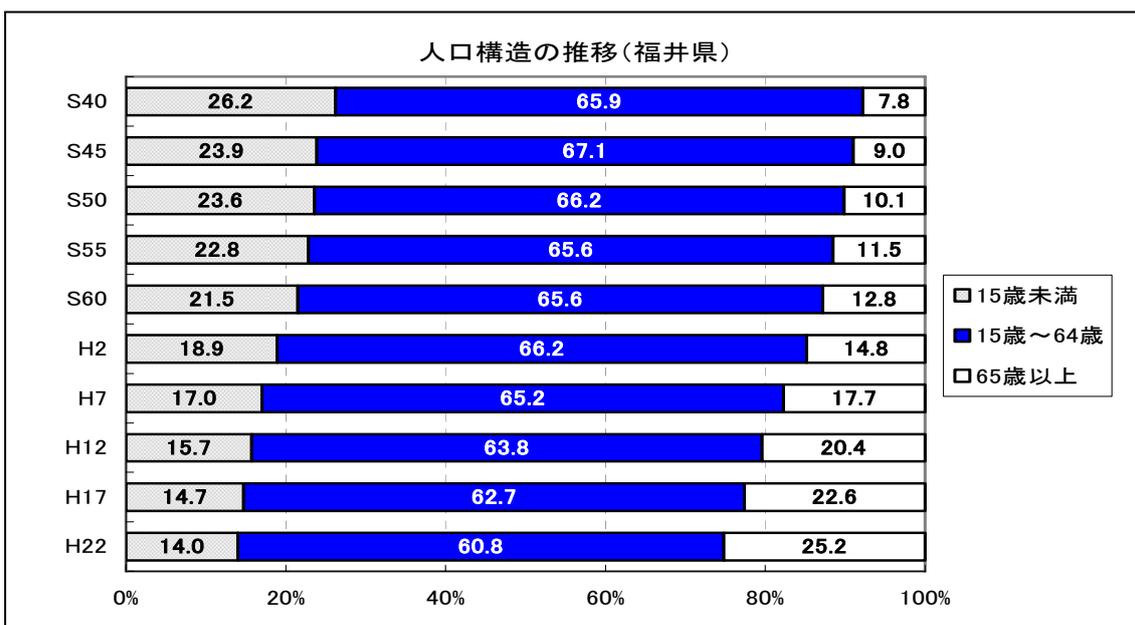
平成17年度の生涯未婚率は、男女共に全国を下回っていますが上昇しています。特に男性が女性に比べ著しく上昇しています。



資料出所：総務省「国勢調査」

③ 急激な高齢化

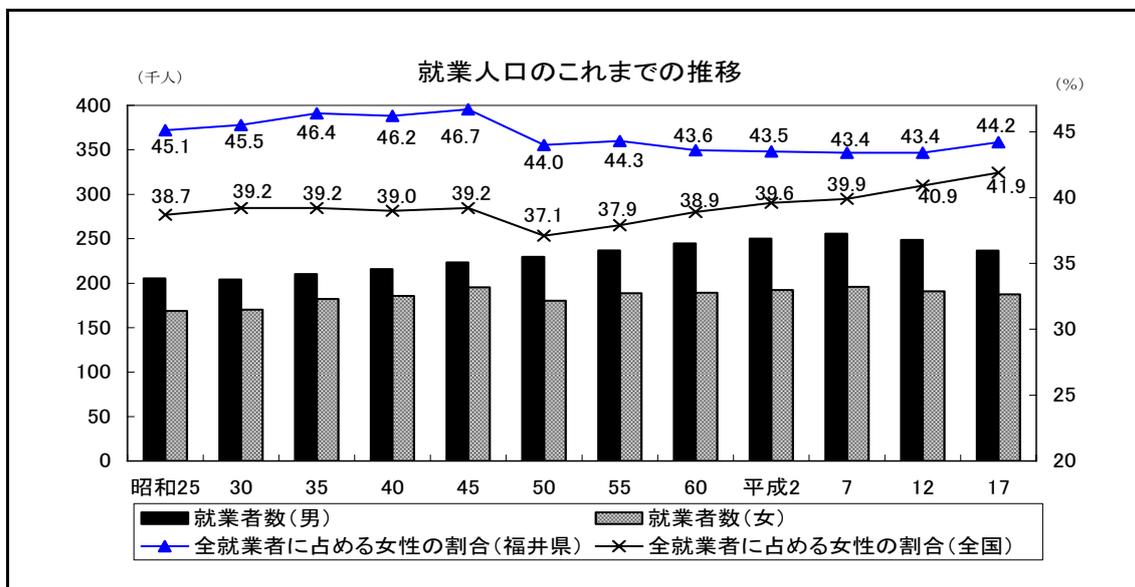
本県の65歳以上の老年人口の割合は、平成22年10月1日現在では25.2%となっており、推計人口による今後の人口構造の推移によると、高齢化が今後ますます進むことが予想されます。



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

④ 就業人口の減少

本県の女性の就業人口はほぼ横ばいで推移している一方、男性の就業者数は減少傾向にあり、20歳未満の低年齢階級では出生数が減少していることから、将来の就業人口の減少が予想されます。



資料出所：総務省「国勢調査」

⑤ 単身世帯、ひとり親世帯の増加

三世代同居率が高い本県においても単独(单身)世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯(男親と子ども、女親と子ども)の増加など核家族化が進み、人間関係が希薄化する中、社会から孤立しがちな家庭が増えています。

このため、子育てや介護などこれまで家族間で助け合い、支え合ってきたことが、できにくい環境になってきていると考えられます。

	平成17年		平成22年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総数	267,385	100.0%	274,427	100.0%
核家族	139,000	52.0%	143,134	52.2%
その他の親族世帯	68,017	25.4%	62,555	22.8%
非親族世帯	750	0.3%	1,409	0.5%
単独世帯	59,618	22.3%	67,329	24.5%
三世代同居率	20.2%		17.5%	

資料出所：総務省「国勢調査」

(2) 経済の低迷、非正規労働者の増加

経済の低迷に伴い、企業においては生産活動の低下や収益悪化などに直面し、これに伴い、賃金の伸び悩みや非正規労働者が増加するなどの問題が発生しています。

① 経済成長率の悪化

平成20年9月のリーマン・ショックを契機とした世界同時不況により、実質経済成長率は、平成20年度で-3.7%、平成21年度で-2.1%となっています。

国内総生産（GDP）対前年度 実質成長率 (%)					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1.9	1.8	1.8	-3.7	-2.1	3.1

資料出所：内閣府「国民経済計算確報」（平成17年基準改定値）

② 鉱工業生産指数の低下

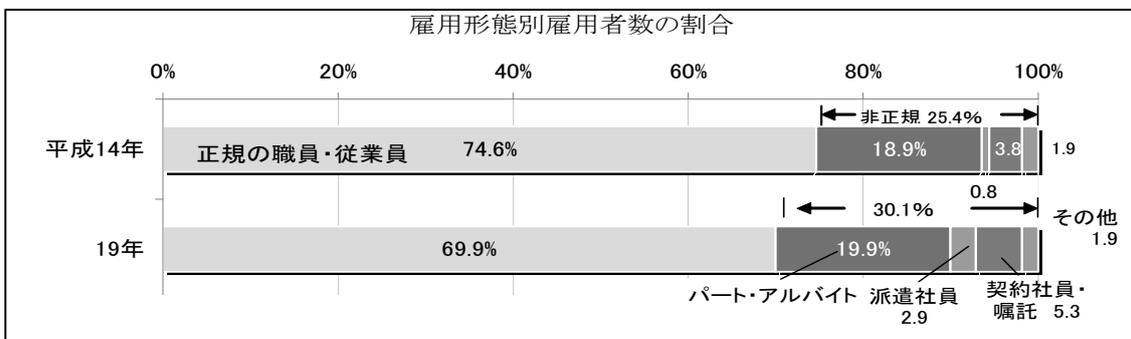
平成21年の福井県鉱工業生産指数（平成17年=100）は、総合で前年比19.8%減の81.5となり、3年連続で低下しました。

福井県鉱工業生産指数（上段 指数、下段前年比）					
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
100	106.9	106.1	101.6	81.5	96.4
0.5%	6.9%	-0.7%	-4.2%	-19.8%	18.3%

資料出所：県政策統計課「平成22年福井県鉱工業指数年報」

③ 非正規職員の割合の増加

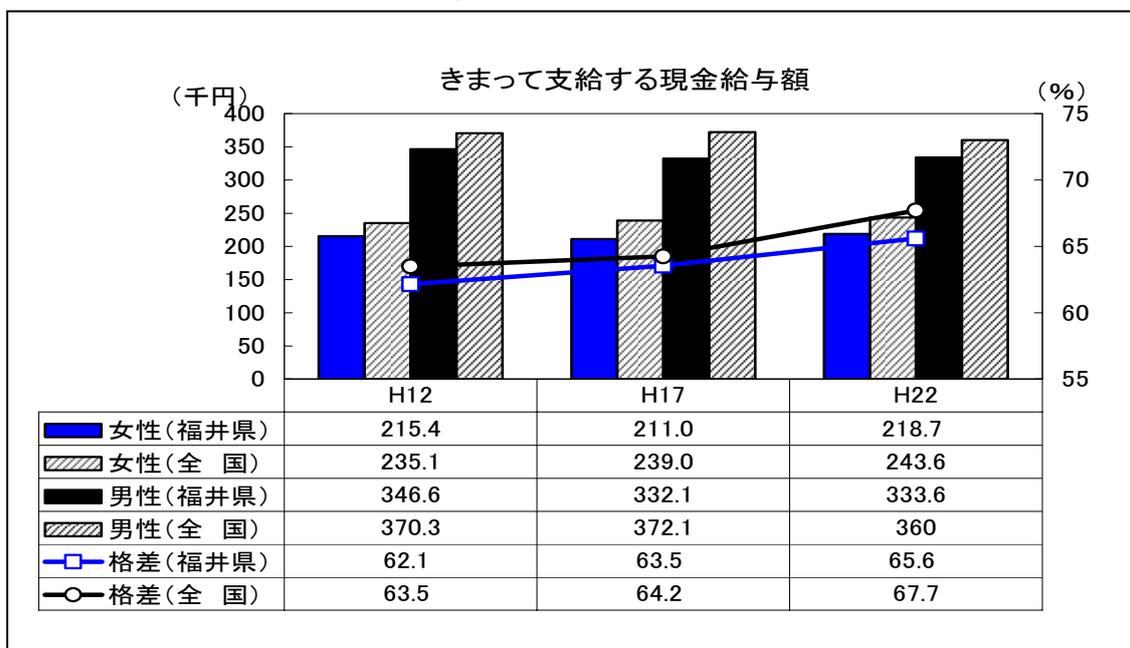
福井県の非正規雇用割合は30.1%で、全国の35.6%を大きく下回っています（全国で3番目に低い）が、雇用の非正規化が進行しています。



資料出所：総務省「就業構造基本調査」

④ 賃金の伸び悩み

平成22年の本県の男性の給与は平成12年と比較して減少しており、男性の賃金を100としたときの女性の賃金は、65.6と男性に比べ低い状況となっています。



(3) 東日本大震災の発生

平成23年3月に発生した東日本大震災は、極めて深刻な被害をもたらしました。

この震災における被災地の経験を通じて、妊産婦や乳幼児を持つ女性のための資材備蓄や女性への暴力防止のための安全対策、避難所における女性の視点などが不十分であることや、不便な生活環境の下で増大した家事や育児などの家庭的責任が女性に集中するなどの問題点が浮かび上がってきました。

男女共同参画の視点から、提供する物資や女性に対する暴力の予防など避難所での生活などに関し、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応の重要性が明らかとなっています。

3 男女共同参画推進の主な課題

(1) 性別による固定的役割分担意識の解消

県民意識調査（平成22年）によると、「男性が優遇されている」と考えている人は10年前の調査と比較して減少しており、男女共同参画の実現が前進した（「前進した」「どちらかと言えば前進した」と答えた人も67.6%となるなど、男女共同参画の意識の浸透は着実に進んできています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担を肯定する人（46.5%）と否定する人（47.7%）が拮抗しています。

肯定する人を性別で見ると、女性よりも男性の方が高く、年代別で見ると60歳代以上では男女を問わず50%以上となっている状況から、男性や高齢者の固定的役割分担意識が根強いことがうかがわれます。

また、男女共同参画に関する学習講座などに参加する人が固定化し、男性の参加が少ないなど（生活学習館の受講者に占める男性の割合：平成22年度：38.1%）、男女共同参画は「女性だけの問題」で、あらゆる立場の人に必要であるとの認識が十分には広がっていません。

このようなことから、根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消が依然として課題となっています。

○職場での男女の平等感

	男性が優遇されている			平等			女性が優遇されている		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
今回調査	66.4%	69.7%	65.5%	13.4%	14.5%	13.2%	3.1%	5.5%	1.2%
H12年度調査	73.9%	71.0%	75.9%	12.7%	16.2%	10.1%	3.6%	4.7%	2.8%

○政治の場での男女の平等感

	男性が優遇されている			平等			女性が優遇されている		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
今回調査	57.7%	57.5%	59.9%	18.4%	25.1%	13.4%	1.7%	2.9%	0.5%
H12年度調査	73.1%	63.4%	80.4%	12.9%	20.9%	7.0%	1.3%	1.8%	0.9%

○法律や制度の上での男女の平等感

	男性が優遇されている			平 等			女性が優遇されている		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
今回調査	36.9%	32.0%	42.0%	31.8%	42.9%	23.5%	6.0%	8.4%	4.2%
H12年度調査	45.6%	36.1%	52.6%	32.7%	41.3%	26.3%	4.2%	6.4%	2.5%

○固定的役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」について）

		否定派			肯定派		
		総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
	全 体	47.7%	46.1%	50.3%	46.5%	49.7%	43.2%
年 齢	20歳代	58.2%	54.8%	60.4%	32.9%	32.3%	33.3%
	30歳代	53.3%	45.6%	59.8%	35.3%	45.6%	26.8%
	40歳代	56.8%	54.7%	58.2%	35.5%	39.1%	33.0%
	50歳代	60.5%	61.1%	59.8%	35.5%	37.0%	33.9%
	60歳代	43.9%	45.8%	42.2%	54.3%	53.3%	55.2%
	70歳代	29.5%	21.5%	36.5%	66.2%	75.4%	58.1%
	80歳以上	24.4%	19.4%	28.0%	71.2%	77.4%	70.0%

資料出所：平成 22 年男女共同参加に関する県民意識調査

(2) 分野ごとの女性の参画拡大の問題

【審議会】

市町では審議会等の委員への女性登用率が上昇し、全国の平均を上回るなど、着実に女性の参画拡大は進んできています。

県の審議会等の委員については、女性委員の登用率をできるだけ早い時期に40%以上となるよう、毎年度登用計画を定め女性登用を進めた結果、平成14年度の24.9%から平成23年度には31.6%まで上昇しましたが、国(33.2%)を下回っています。

○県における審議会等への女性委員の登用状況



資料出所：県男女参画・県民活動課

【農山漁村】

市町の農業委員(7.5%)や農業協同組合役員への女性登用(2.6%)など、農山漁村地域における方針決定過程への参画も低い現状にあります。

○農業分野における女性の参画割合

	総数(人)	内女性数(人)	女性比率(%)	備考
農業就業人口	23,550 (41,486)	12,012 (24,683)	51.0 (59.5)	2010年農林業センサス (2000年農業センサス)
農業協同組合 正組合員	52,805 (57,177)	6,645 (6,184)	12.6 (10.8)	平成22年県JA中央会調 (平成12年県JA中央会調)
農業協同組合 役員数	344 (390)	9 (5)	2.6 (1.2)	平成22年県JA中央会調 (平成14年県JA中央会調)
市町農業委員	374 (683)	28 (11)	7.5 (1.6)	平成23年12月現在 (平成13年8月現在)

【企 業】

本県は、全就業者に占める女性の割合が44.2%で全国の41.9%よりも高く（平成17年国勢調査）、さらに女性の就業率は51.6%で全国1位（平成17年国勢調査）であるなど、女性は本県産業にとって重要な役割を果たしています。

一方、就労者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は9.38%（平成17年国勢調査）で全国の11.92%を下回っています。

○就労者のうち管理的就業従事者に占める女性の割合

	平成12年	平成17年
福井県	8.89%	9.38%
全 国	11.18%	11.92%
順 位	44	47

資料出所:総務省 国勢調査

【地域活動】

自治会長における女性の割合は、1.6%と全国平均の4.3%より少なくなっています。（平成23年4月現在）

県民意識調査（平成22年）によると、社会通念などにおいて「男性が優遇されている」と考えている人が男女とも7割を超え、地域活動の場については「男性が優遇されている」と考えている人が男女とも過半数を超えるなど、自治会等の運営が男性中心に行われている状況が続いていると言えます。

○社会通念、慣習、しきたりなどでの男女の平等感

	男性が優遇されている			平 等			女性が優遇されている		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
今回調査	71.1%	74.1%	70.9%	8.9%	11.2%	7.0%	2.3%	2.7%	2.1%
H12年度調査	81.3%	77.9%	83.9%	7.6%	10.6%	5.4%	1.1%	0.9%	1.2%

○自治会などの地域活動の場での男女の平等感

	男性が優遇されている			平 等			女性が優遇されている		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
今回調査	55.1%	53.5%	58.4%	23.1%	30.3%	17.8%	2.4%	3.6%	1.4%
H12年度調査	項目なし								

資料出所:平成22年県男女共同参加に関する県民意識調査

(3) 女性の能力の発揮・活用

【女性のゆとり】

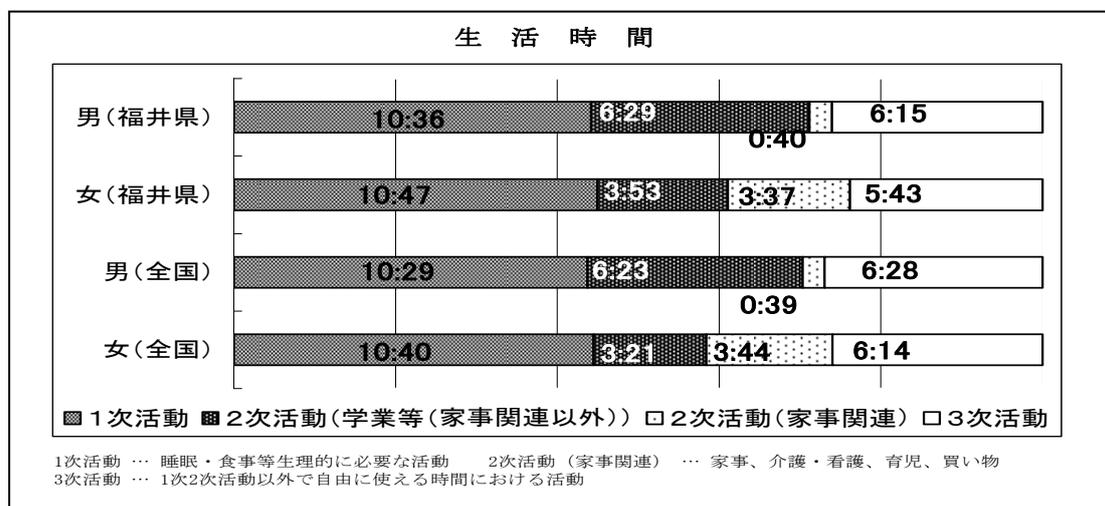
本県の夫婦世帯での共働きの割合は、58.2%（全国平均44.4%）で全国1位（平成17年国勢調査）となっています。また、女性の月平均実労働時間が177時間と全国（172時間）より多く、全国1位となっています。（平成20年賃金構造基本統計調査）

学習・研究、趣味などの時間が取れている女性の割合（平成22年県民意識調査：40.2%）も、国の調査（平成20年ワークライフバランスに関する特別世論調査：52.8%）と比べて低くなっています。

県民意識調査（平成22年）によると、女性は結婚・出産しても職業を持つほうがよいと考えている男性は65.3%ですが、一方、育児は「主として女性が受け持つほうがよい」と考えている男性は38.1%に上ります。

また、女性が働き続けることを困難にしていることとして、女性の74.5%が「育児」と答えています。

このように本県の女性は非常に多忙で、自己研鑽のための時間や子どもと接する時間が十分とは言えず、仕事と家事、育児という二重負担、三重負担を抱えた状況の中では、指導的立場に立つことを躊躇する意識があるとの指摘もあります。女性の能力の発揮には、女性のゆとりの創出や負担感の軽減が必要です。



資料出所：平成18年社会生活基本調査

女性の86.4%が育児休業を取得する一方で、男性の育児休業取得率は平成22年度において1.6%と、平成15年度の0.4%から伸びてはいますが、低い状況が続いています。（福井県勤労者就業環境基礎調査）

県が平成22年度に行った「家族時間 ※ に関するアンケート」によると、平日の父親の家族時間は1時間52分、母親は4時間1分と男性の家族時間が大変短くなっています。

※ 家族時間 … 子育て中の家族が、話し合い、楽しみあい、協力し合うため、ともに過ごす時間

県民意識調査（平成22年）によると、「男性も積極的に家事をするほうがよい」と考えている男性は22.7%で、家庭生活への参画意識が高いとは言えない状況にあり、家庭生活において、食事の支度や後片付け、洗濯、掃除などをほとんどしない男性が多数に上る結果が出ています。

これらを踏まえ、仕事とそれ以外の時間をバランスよくとるために必要なこととして「配偶者が家事・育児・介護に参加してくれる」と考える女性が最も多くなっています。

本県は三世帯同居率が全国2位（平成22年国勢調査）であり、共働き世帯の子育てを祖父母が支援するため、出産や育児で落ち込みがちな女性の子育て期の労働力率の低下は全国平均より小さく、継続して高い労働力率を維持していますが、今後、子育てをはじめとして、家事、介護などについて社会全体で支援し、男女共に仕事と家庭の調和の取れた生活スタイルの実現が必要です。

○育児休業取得率

年度	平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成22年度
男性	0.0%	0.4%	0.7%	1.6%
女性	74.7%	82.7%	88.1%	86.4%

資料出所：県労働政策課「福井県勤労者就業環境基礎調査」

○家庭内での役割分担

	いつもする・時々する			ほとんどしない			まったくしない		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
食事のしたく	67.4%	44.9%	86.2%	17.7%	32.6%	5.9%	9.8%	18.9%	2.4%
食事の後かたづけ	76.6%	61.6%	89.6%	11.6%	22.5%	3.0%	6.9%	12.4%	2.4%
洗濯	64.7%	36.4%	88.0%	13.6%	25.5%	4.4%	17.5%	35.4%	3.5%
掃除	76.5%	60.6%	90.0%	11.8%	22.1%	3.8%	7.7%	14.9%	1.9%
育児・しつけ	36.4%	31.8%	41.0%	6.1%	10.1%	2.6%	4.1%	6.7%	1.9%
看護・介護	16.5%	12.0%	20.6%	4.8%	8.2%	2.1%	6.1%	9.5%	3.5%
ゴミだし	65.7%	65.7%	65.8%	13.7%	13.3%	14.5%	15.0%	17.1%	13.8%

資料出所：平成22年県男女共同参加に関する県民意識調査

(4) その他の課題

① 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

教育やしつけ、地域の慣習などを通じて、子どもたちは無意識のうち性別による固定的な役割分担意識を身につけてしまい、子どもの可能性を狭めることにもつながりかねないことから、教育の果たす役割は重要です。

そのため、学校教育はもちろんのこと、社会において男女共同参画社会の意義について理解を促進する上で、生涯学習の推進は重要な意義を持ちます。

次代を担う子ども達が健やかに育ち、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や適性を踏まえて、主体的に進路を選択できる能力を身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた教育や学習を行っていく必要があります。

② 生涯を通じた健康支援

女性が健康に過ごすためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが必要です。

特に、女性は妊娠や出産、また思春期、更年期などライフサイクルに

伴う心身の変化により、生涯にわたって男性とは異なる女性特有の健康上の問題に直面するため、男女の性差に応じた健康支援が必要です。

③ 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる社会づくり

急速に高齢化が進展する中、一人暮らしの高齢者は増加しており、平成12年の14,790人から、平成17年には18,020人となっています。（国勢調査結果）

その内訳は男性が4,378人であるのに対し、女性は13,642人と男性の約3倍に上っており、高齢の女性が住みなれた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、高齢者を地域で支えあう仕組みや要介護状態になることを防止する予防的措置が必要です。

また、外国人女性は言葉の違い、文化・価値観の違いなどから、地域において孤立しやすい状況にあります。障害者の女性についても、教育や就労の面で困難な状況を抱える場合があります。

これら生活上の困難に直面する人々の人権を尊重し、安心して暮らせるよう環境整備が必要です。

④ メディアにおける人権尊重

メディアによってもたらされる情報は、社会や人々の意識や行動に大きな影響をあたえます。

特にインターネット等の普及により、女性などの人権を侵害するような違法な情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっています。

こうしたメディアを取り巻く現状に対応するため、様々な情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー※を向上させる取り組みが必要です。

※メディア・リテラシー：メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力をも指す。

⑤ 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄を問わず許されるものではありませんが、配偶者や恋人などからの暴力（DV）、性犯罪などの被害者は女性が多く、こうした女性に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。

本県のDVに関する相談件数は、平成14年度の138件から平成22年度には1,140件まで増加しています。

DVは家庭内において行われるため潜在化しやすく、周囲が気がつかないうちに暴力がエスカレートする傾向があります。

また、DVに対する周囲の理解が得られないことから、相談をためらう場合もあると考えられます。

このため、DVについての若者に対する正しい認識の普及啓発や相談窓口の周知などが必要であるとともに、女性に対する暴力の形態や被害者の属性に応じた支援が必要です。

○県の相談機関におけるDV相談受付状況

	生活学習館	総合福祉相談所	健康福祉センター (6カ所)	合計	警察
平成14年度	80	58	—	138	
平成15年度	58	114	—	172	81
平成16年度	97	85	—	182	91
平成17年度	80	71	—	151	97
平成18年度	107	117	396	620	114
平成19年度	41	123	723	887	145
平成20年度	63	154	774	991	124
平成21年度	49	182	555	786	143
平成22年度	81	172	887	1,140	170

資料出所：県男女参画県民活動課、警察本部「福井県の治安情勢」

※警察の件数は、「女性特有の警察安全相談の受理件数」のうちDV事案に係るものを暦年で計上

第4章 本計画における重点的な取り組み

これまでの男女共同参画推進に関する実施事項や社会情勢の変化、男女共同参画推進における課題を踏まえ、本計画において次の点に重点をおいて、更なる取組みを進めていきます。

- 1 女性の能力の十分な発揮、活用
- 2 男性の主体的な参画
- 3 身近な地域社会における男女共同参画

1 女性の能力の十分な発揮、活用

少子高齢化が進む中で、社会の活力を維持するには、働く場や地域など社会のあらゆる分野において、女性がその能力を十分に発揮することが必要です。

また、消費者ニーズが多様化する中で、働く場において女性の視点を活用するため、女性の意欲と能力を十分に発揮できる機会の確保を図ります。

2 男性の主体的な参画

仕事と家庭の調和を図り、家事、子育て、介護への男性の主体的な参画を促進するなど、家事などを男女が協力して行うよう働きかけます。

3 身近な地域社会における男女共同参画

地域社会における人間関係の希薄化や高齢化の進行、単身世帯の増加等家族形態の変化が進む中で、地域力を高めていくため、最も身近な暮らしの場である地域社会における様々な場面において、男性も女性も個人を尊重しながら互いの意見を生かしていくよう、固定的役割分担意識に基づくしきたり、慣習の見直しを促します。

第5章 施策の基本的方向

本計画では、男女共同参画推進のための5つのアクション項目を掲げて、それぞれについて平成28年度末までに実施する具体的な施策を記載しています。

さらに、実効性のある計画とするために数値目標を設定し、施策の実施によって達成を目指すこととしています。

【5つのアクション】

I 世代に応じた意識改革と理解促進

- 1 教育・学習の場などを通じたアプローチ
- 2 世代別の意識改革

II 女性リーダーの出やすい社会づくりの促進

- 1 リーダーとなる女性の育成
- 2 これからの時代を担う女性による企業・団体等の活性化

III 「仕事」と「家庭」の調和の取れた生活スタイルの実現

- 1 仕事と家庭の調和の推進
- 2 女性の「ゆとり」の創出
- 3 地域による子育て・介護などの支援

IV 男女がいきいきと暮らせる環境の整備

- 1 地域における男女共同参画の推進
- 2 生涯を通じた健康支援
- 3 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる社会づくり
- 4 メディアにおける人権尊重

V 女性に対する暴力の根絶

～ 本計画における施策体系 ～

アクション項目	実施施策
I 世代に応じた意識改革と理解促進	
1 教育・学習の場などを通じたアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭における男女共同参画を基本とした養育 ○ 学校における男女共同参画の基礎となる教育の推進 ○ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 ○ 自然科学、科学技術分野等における男女共同参画の推進 ○ 若年層へのキャリア教育
2 世代別の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代別の効果的アプローチ ○ 固定的な役割分担意識の改革 ○ 県民の自主的な活動の支援・促進 ○ 男女共同参画に関する調査および情報収集
II 女性リーダーの出やすい社会づくりの促進	
1 リーダーとなる女性の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ リーダーを目指す生き生きとした女性の育成 ○ 働く女性に対する能力開発および意欲向上 ○ 女性の起業活動支援
2 これからの時代を担う女性による企業・団体等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保 ○ 企業や団体における、男女が活躍しやすい環境整備 ○ 働く女性の母性保護の推進 ○ 多様な働き方に伴う雇用条件の整備 ○ 農林水産業における方針決定過程への女性の参画促進 ○ 農林水産業に従事する女性に対する就業条件の整備 ○ 県・市町の審議会等における女性登用の率先推進 ○ 行政分野における女性職員の参画拡大
III 「仕事」と「家庭」の調和の取れた生活スタイルの実現	
1 仕事と家庭の調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事と家庭の調和意識の浸透 ○ 働く場における仕事と家庭の調和の推進
2 女性の「ゆとり」の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の「ゆとり」の創出 ○ 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進 ○ 男性の家事等への参加促進
3 地域による子育て・介護などの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化する保育ニーズなどへの対応 ○ 地域社会の子育て力向上 ○ 地域包括ケアの推進など介護支援策の充実
IV 男女がいきいきと暮らせる環境の整備	
1 地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動への多様な人々の参画促進 ○ 女性の視点に立った災害時対策
2 生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援 ○ 妊娠・出産等に関する健康支援 ○ 健康をおびやかす問題についての対策の推進 ○ 若年層の健康・性に関する教育の充実
3 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築 ○ 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり ○ 高齢者の社会参加に対する支援 ○ 障害者の自立した生活の支援 ○ 在住外国人等への情報提供や相談体制の整備
4 メディアにおける人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディアにおける男女の人権の尊重 ○ 情報通信技術の進展に対応した有害環境の浄化 ○ メディア・リテラシーの向上
V 女性に対する暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性に対する暴力の未然防止と根絶のための基盤づくり ○ 女性への暴力に対する厳正な対処 ○ 被害者の保護、自立支援

アクションⅠ 世代に応じた意識改革と理解促進

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、夫婦のうち夫だけが働くことを前提とした世帯単位の考え方や慣行が、職場・家庭・地域に残っています。

この背景には、固定的な性別役割分担意識があることから、教育・学習などの場などを通じた世代に応じた施策によりこれを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させていきます。

アクションⅠ 数値目標

数 値 目 標				
指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
性別で役割を決めることに否定的な人の割合	H22	47.7%	H28	60%以上
生活学習館 男女共同参画学習事業地域リーダー養成講座修了者数	H22	353人	H28	500人
生活学習館 男女共同参画学習事業講座受講者数	H22	4,396人	H28	5,000人

1 教育・学習の場などを通じたアプローチ

基本的考え方

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的に多様な選択を行うことができるよう、教育や学習の場などを通じて、男女共同参画についての理解を促進していきます。

具体的施策

- (1) 家庭における男女共同参画を基本とした養育
- (2) 学校における男女共同参画の基礎となる教育の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
- (4) 自然科学、科学技術分野等における男女共同参画の推進
- (5) 若年層へのキャリア教育

(1) 家庭における男女共同参画を基本とした養育

○家庭教育のための啓発、学習機会の提供（男女参画・県民活動課）（教育庁）

日常生活においては、子どもの性別にとらわれず、多様な生き方ができるよう啓発するとともに学習機会を提供します。

- ・家庭教育上の諸問題に関する基礎的情報の提供

(2) 学校における男女共同参画の基礎となる教育の推進

○男女共同参画教育の推進（男女参画・県民活動課）（教育庁）

学校生活においても性別による固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて指導の充実を図ります。

- ・啓発パンフレットによる啓発（小学生、高校生向け）
- ・家庭科や社会科、総合的な学習の時間などにおける教育

○教育関係者の意識の啓発（男女参画・県民活動課）（教育庁）

教職員の男女共同参画への正確な理解を深め、男女共同参画を推進する教育の内容を充実するための研修を行う等教育関係者の男女共同参画に関する理解を促進します。

○進路指導の充実（男女参画・県民活動課）（教育庁）

主体的に進路を選択できる能力を育て、性別にとらわれず、幅広い分野に自己の特性を生かすことができるよう、生涯を見通した総合的なキャリア教育、進路指導

を充実します。

- ・中学生向けセミナーの実施（次世代育成セミナー）

○幼稚園等における推進（大学・私学振興課）（子ども家庭課）（教育庁）

幼稚園、保育所等において園児の感じる心や伝え合う力、認め合う力、向上する力の育成に努めます。

- ⑧・幼児教育の実情を調査・分析し、保育所・幼稚園を核として、県民全体のつながり力による子どもの育ちの向上を目指す「幼児教育支援プログラム」策定

○学校運営等における推進（教育庁）

学校運営やP T A活動等の推進にあたっては、性別にとらわれず、個人の能力や特性に応じて行われるよう努めます。

（3）男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

○多彩な学習機会の充実（男女参画・県民活動課）（教育庁）

生活学習館と社会教育施設等との連携を強化し、広く県民に対して男女共同参画の意識の高揚に配慮しながらリカレント教育※など多彩な学習機会の充実を図ります。

- ・生活学習館における講座の実施

※リカレント教育：学校教育を終了した社会人や職業人が、いつでも必要に応じて職場や家庭から学習の場に戻り、生涯にわたって繰り返し学習すること。

○生涯学習機会の充実（教育庁）

多様な生き方の可能性を探り、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう講座体系を整備し、充実した学習機会の提供を図ります。

- ・生涯学習情報のインターネットによる提供

（4）自然科学、科学技術分野等における男女共同参画の推進

○科学技術体験の推進（地域産業・技術振興課）

科学技術の体験学習や講演会、研究発表会など科学技術にふれあう機会を充実し、科学技術および技術開発に関する普及・啓発を行います。

○科学技術分野で活躍する人材の育成（男女参画・県民活動課）

女子学生の理工系分野への進学状況は他分野と比べて低く、研究分野への女性の参画は十分とは言えないため、研究職・技術職として活躍する女性の増加に向け、理工系分野への進学を希望し、科学技術分野で活躍することを目指す学生・生徒を応援するためのセミナーを実施します。

また、女子学生・生徒の理工系分野への関心や理解を高めるため、進路選択に影響のある保護者や教師に向け、ロールモデルについての情報を提供します。

- ⑧・理工系分野で活躍する、身近な女性ロールモデルの発掘と情報の提供
- ・「女子高生のための科学技術者への招待セミナー」の実施

⑨ ○県内のものづくり企業への研究人材の就職促進(地域産業・技術振興課)

県内のものづくり企業への男女の研究人材の就職を促進し、県内ものづくり企業の技術開発力や国際競争力の強化を図るため、薬学系や農学系も含めた県内外の理工系大学院生を対象に、県内ものづくり企業に7年間勤務した場合に全額返済免除となる修学資金を貸与します。

○世界に通じるサイエンスの応用力の育成(教育庁)

小学校から中学校へと学年が上がるにつれて、理科・数学が嫌いになる子どもが増えるため、男女ともに理科や算数・数学に興味を持つ子どもを増やすよう、「ふくい理数グランプリ」や「南部陽一郎記念ふくいサイエンス賞」など福井県独自のプログラムにより、中・高校生の理数分野への知的探究心を伸ばします。

- ・全国科学オリンピック等への参加促進
- ・「南部陽一郎記念ふくいサイエンス賞」の授与
- ・「スーパーサイエンスクラブ」設置による生徒の活動強化

(5) 若年層へのキャリア教育

⑩ ○若年層へのキャリア教育(大学・私学振興課)(教育庁)

男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、主体的に進路を選択・決定できる能力を身につけるとともに、望ましい職業観や社会で働くことの意味、職業と家事や子育てを含めた将来の自分のあり方などについて学び、一人の人間として自立できるようキャリア教育を推進します。

- ・職場体験やインターンシップなどの体験活動の推進
- ・大学などにおけるキャリアデザインなどの教育の展開や女子学生も含めた着実な就職支援の実施

2 世代別の意識改革

基本的考え方

個人の意欲や能力、適性ではなく、性別のみによって役割などを決めてしまふ、「性別による固定的な役割分担意識」が根強く残っているため、世代に応じたアプローチにより、男女共同参画に関する認識を深めていきます。

具体的施策

- (1) 世代別の効果的アプローチ
- (2) 固定的な役割分担意識の改革
- (3) 県民の自主的な活動の支援・促進
- (4) 男女共同参画に関する調査および情報収集

(1) 世代別の効果的アプローチ

④ ○固定的役割分担意識の解消に向けた高齢者や若年層など世代別のアプローチ

(県民サービス室) (男女参画・県民活動課)

高齢者と孫世代と一緒に参加する家事教室などを通じ、様々な世代の固定的役割分担意識の改革を促進します。

- ・孫世代と一緒に参加する家事・料理教室の実施
- ・県政ミニ講座での男女共同参画の普及啓発
- ・イベント等と連携したアプローチ
 - ・両親学級とプレパパ向け家事、育児教室
 - ・イベントと独身男性向け料理教室
- ・生活学習館における次世代育成セミナーの実施

(2) 固定的な役割分担意識の改革

○広報・啓発活動の実施 (男女参画・県民活動課)

家庭や地域等における性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習・しきたり等の見直しを推進するため、広報・啓発活動を行います。

- ・生活学習館における男女共同参画推進講座の実施
- ・地域情報誌による広報

○「男女共同参画月間」記念行事等の実施 (男女参画・県民活動課)

6月を男女共同参画月間と定め、男女共同参画普及啓発キャンペーンなどを集中的に行います。

- ・「ふくい女性のつどい」の実施
- ・街頭における県民への直接啓発活動の実施

(3) 県民の自主的な活動の支援・促進

○男女共同参画に向けた自主的な活動の支援・促進（男女参画・県民活動課）

男女共同参画推進に係る県民の活動を支援し、共同参画意識の浸透を図ります。

- ・優れた活動を行う団体や個人に対する表彰の実施
- ・生活学習館におけるリーダー養成のための講座等の実施
- ・ふくい女性財団による、男女共同参画の推進活動の支援

(4) 男女共同参画に関する調査および情報提供

○男女共同参画に関する調査の実施（男女参画・県民活動課）

本県における男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、男女共同参画に関する県民意識などについて実態調査を行います。

○男女共同参画に関する情報・資料の収集、提供（男女参画・県民活動課）

本県の男女共同参画に関する情報を収集し、インターネット等で提供します。

アクションⅡ 女性リーダーの出やすい社会づくりの促進

男性の意見や考え方とともに、女性の意見や考え方を政治、経済、社会などあらゆる分野に反映させていくことは、男女共同参画の基礎となる重要なことです。

このため、企業をはじめとして社会のあらゆる分野において方針などの決定過程への女性の参画の拡大や、リーダーを目指す女性の増加のための環境整備を支援していくことが必要です。

アクションⅡ 数値目標

指 標 名	数 値 目 標			
	年度	実 績	年度	目 標
「未来きらりプログラム」受講者数	H22	0人	H28	150人
女性人材リスト掲載人数	H22	188人	H28	300人
県の審議会等における女性委員の割合	H22	31.6%	できるだけ 早期に	40%以上
市町の審議会等における女性委員の割合	H22	25.8%	H28	30%以上
女性活躍支援企業数	H23	71社	H28	100社
認定農業者の女性数	H22	223人	H28	270人
漁業士の女性認定数	H22	8人	H28	10人
林業士の女性認定数	H22	6人	H28	10人
家族経営協定締結数	H22	298戸	H28	320戸

1 リーダーとなる女性の育成

基本的考え方

社会のあらゆる分野において男性だけでなく女性の意見も十分に反映させるとともに、女性が自らの責任を担い、社会で活躍することができるよう、リーダーシップをはじめとした女性自身の能力開発を支援し、リーダーを目指す生き生きした女性を育成します。

具体的施策

- (1) リーダーを目指す生き生きした女性の育成
- (2) 働く女性に対する能力開発および意欲向上
- (3) 女性の起業活動支援

(1) リーダーを目指す生き生きした女性の育成

- ④ ○女性のキャリア相談、支援の充実（男女参画・県民活動課）（労働政策課）

ふくい女性活躍支援センターにおける、キャリアアップや起業・再就職を目指す女性からの相談、高い資質を備えたリーダーを養成するための研修の実施などを通じ、あらゆる分野で活躍する女性を支援します。
- ④ ○「未来きらりプログラム」などによる人材育成（男女参画・県民活動課）

若い女性が自信を持って、職場あるいは地域社会で活躍できるよう、福井の女性のための独自の人材育成プログラムを作成、実施します。

 - ・女性の人材育成プログラム「未来きらりプログラム」の作成・活用
 - ・お茶の水女子大学とのプログラムの共同開発・運営
 - ・「私のキャリアカルテ」による長期的・継続的育成
 - ・プログラム修了者によるネットワーク形成
 - ・ふくい女性ネットの活動の強化
 - ・働く女性向け講演会の企画運営など活動の拡大

(2) 働く女性に対する能力開発および意欲向上

- キャリア形成の支援（労働政策課）

労働者自らがその適性や職業能力を的確に把握しつつ、求められる職業能力の変化に柔軟に対応し、効果的に職業能力を発揮することができるよう在職者に対する訓練を実施し、キャリア形成の支援を行います。

○職業能力開発に関する情報の提供（労働政策課）

ふくい女性活躍支援センターや国、その他関係機関と連携して、ホームページやふくい産業人材育成支援サイトなどを通じて、女性のチャレンジ支援講座や職業訓練等の職業能力開発に資する各種の情報※の提供を行います。

※職業能力開発に資する各種の情報：職業情報および人材ニーズの動向に関する情報、訓練コースに関する情報、職業能力評価に関する情報等

○多様な職業訓練・教育訓練機会の確保（労働政策課）

離職した女性に対するパソコン技能、簿記技能、総務実務についての訓練など、公共職業能力開発施設、民間の教育訓練機関が、それぞれの機能を活かしてニーズに応じた職業訓練、教育訓練の機会の提供を行い、離転職者や中高年者等に対する早期再就職の促進を図ります。

○女性の再就職支援（男女参画・県民活動課）（労働政策課）

出産、育児等を理由に離職した女性に、インターネット等により再就職するために必要な情報の提供を行います。

- ・「マザーズサロン」等におけるカウンセリングや職業紹介
- ・上記と連携した実務能力の向上を図る職業訓練の実施

（3）女性の起業活動支援

○女性起業家に対する支援（男女参画・県民活動課）（産業政策課）

女性起業家（企業家）、起業を目指す女性向けに、必要な基礎知識、事業成功のためのポイント等を学ぶためのセミナーや相談を通じて、女性の起業や女性起業家の経営革新を促進します。

- ・起業した女性経営者との交流会
- ・中小企業診断士など専門家による経営指導
- ・ふくい女性活躍支援センターによる相談

○農林水産部門の女性起業グループに対する支援（販売開拓課）（水田農業経営課）（水産課）（県産材活用課）

意欲ある女性グループが行う商品開発、生産、加工等や農林水産業に関連する新規ビジネスの創業を支援します。

2 これからの時代を担う女性による企業・団体等の活性化

基本的考え方

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や消費者ニーズの多様化が進む中、多様な人材を活用し、企業や団体をはじめとした経済社会の活性化や新たな価値の創造を図る観点から、女性の意欲や能力を十分に発揮できる労働環境の整備を促進します。

具体的施策

- (1) 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- (2) 企業や団体における、男女が活躍しやすい環境整備
- (3) 働く女性の母性保護の推進
- (4) 多様な働き方に伴う雇用条件の整備
- (5) 農林水産業における方針決定過程への女性の参画促進
- (6) 農林水産業に従事する女性に対する就業条件の整備
- (7) 県・市町の審議会等における女性登用の率先推進
- (8) 行政分野における女性職員の参画拡大

(1) 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

○商工関係団体等への啓発（男女参画・県民活動課）（労働政策課）

働く場における男女共同参画推進には、企業への支援や指導に関わる商工関係団体への働きかけが必要であるため、商工会議所などと連携して啓発を行います。

○男女雇用機会均等法の周知徹底、定着の推進（労働政策課）

男女雇用機会均等法が遵守されるとともにその趣旨を一層定着させるため、労働局と連携して企業に対する啓発を行い、また、企業における雇用状況についてその実態を調査します。

○職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進（労働政策課）

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置について、労働局と連携して周知・普及啓発を行い、積極的な取組みを促進します。

○男女同一賃金の原則の周知徹底（労働政策課）

労働局と連携し、労働基準法に定める男女同一賃金の原則の周知に努めます。

(2) 企業や団体における、男女が活躍しやすい環境整備

㊦ ○ふくい女性活躍支援企業の拡大やメンター養成（男女参画・県民活動課）（労働政策課）

従来男性が担っていた職務・役職への積極的女性登用や仕事と家庭の両立支援など職場環境整備を行う企業の積極的な発信やメンターの養成等を通じて、県内企業で活躍する女性を支援します。

- ・企業内で管理職を目指す女性の指導者・相談役となるメンターの養成
- ・ふくい女性活躍支援企業登録拡大に向けた企業訪問の強化
- ・ふくい女性活躍支援企業の県ホームページにおける紹介
- ・ふくい女性活躍支援企業、子育てモデル企業の一体的な登録推進
- ・中小企業も導入しやすい好事例の収集・発信
- ・積極的差別是正措置の実施状況についての調査実施

㊦ ○女性グループ等の育成・活性化（男女参画・県民活動課）

女性グループや団体の活性化を図る活動を支援します。

(3) 働く女性の母性保護の推進

○母性保護に関する法律の周知の徹底（労働政策課）

働く女性の母性保護のため、労働基準法で規定されている妊産婦の就業制限や産前・産後休業等などについて、労働局とともに事業主に周知徹底します。

○母性健康管理対策の推進（労働政策課）

男女雇用機会均等法で事業主に義務づけられた母性健康管理のための措置※について、労働局とともに周知・普及啓発を行います。

※事業主に義務づけられた母性健康管理のための措置

- ①妊産婦が、健康診断等を受けるための時間を確保すること
- ②医師からの指導があった場合に通勤緩和・休憩・勤務時間の短縮・休業・作業の軽減等の措置をとること

○妊娠等に対する不利益取扱いの防止の啓発（労働政策課）

妊娠・出産や産前・産後休業の取得を理由として直接的・間接的に不利益取扱いを受けないよう、労働局とともに周知・普及啓発を行います。

(4) 多様な働き方に伴う雇用条件の整備

○パートタイム労働法の周知徹底（労働政策課）

パートタイム労働法の周知徹底に労働局と連携して努めるとともにパートタイム労働者の実態を調査し、情報の提供を行います。

○多様な就業形態に関する情報提供（労働政策課）

短時間勤務や、時差出勤などライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方について、公正な処遇が図られるよう配慮しながら、情報提供を行います。

㊦ ○若者の就職支援（労働政策課）（ふるさと営業課）

「ふくいジョブカフェ」を若者の就職支援の中核と位置付け、相談から就職までを一貫してサポートするなど、若者の就職を支援します。

- ・学卒未就職者や概ね39歳までの若者を対象とした研修や企業見学、大学生等を対象とした合同説明会の実施
- ・大学3年生を対象とした都市圏での合同企業説明会などUターン就職活動の支援

（5）農林水産業における方針決定過程への女性の参画促進

○農林水産業における参画促進（水田農業経営課）（水産課）（森づくり課）

農山漁村女性の参画意識を高め、理事・委員等の役員への女性登用を農協等と連携しながら促進します。

また、市町等各地域においても数値目標の策定を行うよう働きかけるとともに目標の達成に向けた積極的な取組を促進します。

- ・農業協同組合や漁業協同組合、森林組合の正組合員としての加入促進
- ・農業委員への立候補や農家組合、生産組合への参画推進

（6）農林水産業に従事する女性に対する就業条件の整備

○農林漁業に関する指導機関への啓発（水田農業経営課）（水産課）（県産材活用課）

農林漁業に関連する様々な制度・しくみ等が、慣例的に世帯中心、男性中心となっている場合が多いため、農林漁業団体等で指導に携わる職員等に対し、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについての啓発を行います。

○「認定農業者」等の積極的な認定（水田農業経営課）（水産課）（県産材活用課）

意欲的に農林水産業に取り組んでいる女性を、積極的に「認定農業者」等として認定します。

- ・「農業士」「漁業士」「林業士」の認定促進
- ・女性の「指導農業士」および「指導漁業士」等の育成推進

○家族経営協定の普及・啓発（水田農業経営課）

生産に携わる女性に対する適正な評価や働きに応じた所得等の確保、資産形成を図る観点から、家族経営協定に係る研修会等を通じて協定締結の促進に努めます。

○**快適に働くための条件整備**（水田農業経営課）（水産課）（森づくり課）

農林水産業に従事する男女が安全で快適に就業できるよう、労働災害防止のための研修会等を行い、作業の安全を推進します。また、家族経営協定の締結を通じ、労働軽減、労働時間の適正化、休日の取得など就業環境の整備を推進します。

○**技術・経営能力の向上**（販売開拓課）（水産課）（県産材活用課）

意欲的な農林漁業者に対して技術・経営能力の向上を図るための技術研修会の開催や施設等の導入に対する支援を行います。

○**食育の推進**（販売開拓課）

食育先進県として、啓発活動や食育ボランティアの活動を通じて、子どもから高齢者までの幅広い年齢層で「食」への関心を高めます。

（7）県・市町の審議会等における女性登用の率先推進

○**県の審議会等における女性の登用の推進**（男女参画・県民活動課）

審議会等への女性登用率をできるだけ早い時期に40%以上となるよう、女性登用を積極的に推進します。

- ・登用状況の調査・公表の実施

○**市町における審議会等における女性の登用の促進**（男女参画・県民活動課）

市町における審議会等への女性の参画推進について、目標登用率を設定するなど積極的な取組みを行い、その状況を開示するよう市町に要請します。

（8）行政分野における女性職員の参画拡大

○**女性職員の人材登用推進と能力開発**（人事企画課）（男女参画・県民活動課）（教育庁）

女性職員一人ひとりが持つ視点や感性、能力を伸ばすため、従来男性職員が担ってきた幅広い分野に配置することにより、一層の職域拡大を図るほか、女性職員向けの研修を行い、女性職員の能力開発を支援します。

- ・女性職員の企画力・折衝・調整能力やマネジメント能力を向上する研修の実施
- ・県育児休業者復帰支援セミナーの充実
- ・市町に対する女性職員の登用推進の要請

○**学校における女性登用の推進**（教育庁）

校長や教頭など管理職への女性登用を推進します。

○**女性人材に関するデータの整備**（男女参画・県民活動課）

女性の参画・登用を進めるため、人材を幅広く発掘し、女性人材に関するデータの整備を図ります。

- ・女性人材リストの整備、充実

アクションⅢ 「仕事」と「家庭」の調和の取れた生活スタイルの実現

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや、父親の子育て・家事への参加などを通じて、家事などを男女が協力して行う風土づくりや、男女が共にゆとりを持ち、自分らしく豊かな人生を送ることができる生活スタイルへの転換を目指します。

アクションⅢ数値目標

数 値 目 標				
指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
育児休業取得率（男性）	H22	1.6%	H26	5%
経営者と従業員が両立支援宣言を行った企業数（各年ごと）	H20	0社	H26	30社
労働者99人以下の企業で短時間勤務制度を就業規則、労働協約等に明文化している企業の割合	H20	40.8%	H26	50.0%
学習や研究、趣味、スポーツの時間が取れている女性の割合	H22	40.2%	できるだけ早期	60.0%
子どもとふれあう時間が仕事のある日に30分以下の父親の割合	H20	16.4%	H26	10%以下
父親クラブで活動する父親の数	H20	0人	H26	500人
週に5日以上家族で夕食を食べる家族の割合	H20	64.0%	H26	75.0%
地域子育て支援拠点事業実施箇所数	H22	50箇所	H26	53箇所
病児デイケア実施箇所数	H22	18箇所	H26	24箇所
延長保育実施箇所数	H22	217箇所	H26	235箇所
休日保育実施箇所数	H22	10箇所	H26	21箇所
放課後児童クラブ実施箇所数	H22	208箇所	H26	216箇所
介護サービス利用者に占める在宅介護サービス利用者の割合	H21	70.6%	H26	72.5%

1 仕事と家庭の調和の推進

基本的考え方

仕事と家庭の調和を実現することは、女性の就業継続やそれぞれの女性が望む分野における参画や方針決定過程への参画の拡大を進めていく上で不可欠であり、企業の活性化にもつながるものです。

また、仕事と家庭の調和は人々の健康を維持し、男女のボランティア活動、趣味や学習、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、家族が安心して暮らしていく上でも重要です。

核家族世帯が増加し働く女性が多い中、仕事だけでなく、家庭や地域でも男女がそれぞれの役割を果たすことができるよう、仕事と家庭の調和を推進します。

具体的施策

- (1) 仕事と家庭の調和意識の浸透
- (2) 働く場における仕事と家庭の調和の推進

(1) 仕事と家庭の調和意識の浸透

- ④ ○仕事と家庭を両立させるための学習機会の充実（男女参画・県民活動課）
仕事と家庭の両立を促し、働き方の見直しを図るための実践講座を実施します。
 - ・生活学習館における仕事と家庭の両立支援セミナーの実施

(2) 働く場における仕事と家庭の調和の推進

- 育児・介護休業法の周知徹底等（労働政策課）
育児・介護休業法の趣旨・内容の周知に努めるとともに、実際に利用しやすい制度や環境を整備するよう企業に働きかけていきます。
 - ・介護休業を取得しやすい企業環境づくり
 - ・育児・介護休業等の利用状況の実態把握
- 労働時間短縮等の推進（労働政策課）
業務改善や勤務体制の工夫等により、年間総労働時間の短縮が進み、多様な働き

方に配慮した労働時間の設定改善の取組が行われるよう、労働局と連携して普及促進を行います。

○休暇を取得しやすい環境の整備（労働政策課）

年次有給休暇を含めた各種休暇の取得を促すとともに、休暇を取得しやすい環境の整備を促進し、ゆとりある生活の実現を図ります。

- ・企業に対するゆとり休暇・リフレッシュ休暇・ボランティア休暇・子の看護休暇等の特別休暇制度の導入の働きかけ

○生産活動と家事や育児・介護の両立支援（長寿福祉課）（子ども家庭課）（水田農業経営課）

農林水産業に従事する男女が、生産活動と家事や育児、介護を両立できるよう子育て支援の充実や介護保険制度の円滑な運営を図ります。

㊦ ○仕事と家庭の調和の普及啓発（男女参画・県民活動課）（労働政策課）

仕事と家庭の調和を進めることが、企業や個人にとって、また、社会全体にとっても重要であることを、様々な機会を捉えて普及啓発します。

- ・「子育てモデル企業」の普及（「企業子宝率」の算定）
- ・「シゴトダイエット活動」の展開
 - ・好事例の発掘・紹介
 - ・仕事ダイエットマニュアル、チェックシート等の作成
 - ・シゴトダイエットセミナーの開催
- ・企業幹部などによる「仕事」と「家庭」の調和に係るリレートーク

㊦ ○働く人と経営者の両立支援活動の推進（子ども家庭課）（労働政策課）

働く人と経営者が一致協力して子育てしやすい職場づくりの実践活動を行う企業を支援します。

- ・従業員と経営者が一致協力して「両立支援宣言」を実践する企業に対する奨励金支給
- ・一般事業主行動計画策定の促進

2 女性の「ゆとり」の創出

基本的考え方

男女が協力して家事・育児・介護を行う風土づくりを進め、性別による固定的役割分担意識の解消を図るとともに、職場環境の改善や生活スタイルの転換を促し、これらを通じて女性のゆとりを創出していきます。

具体的施策

- (1) 女性の「ゆとり」の創出
- (2) 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進
- (3) 男性の家事等への参加促進

(1) 女性の「ゆとり」の創出

- ④ ○家事サポートビジネスの活用促進（男女参画・県民活動課）

家事をサポートする様々なサービスを提供する企業の情報を収集した上で、一元化して美容院やカフェ、子どもの健診会場など女性が集まる場で発信することで、家事サポートビジネスの活用を促進します。
- ④ ○「時間がある方が家事をしよう」運動（男女参画・県民活動課）

男女の固定的な役割分担意識から離れ、「時間的に余裕がある方」が率先して家事に取り組み、互いに協力して家事を行うよう、あらゆる機会を通じて普及啓発し、生活学習館において講座を開催します。

 - ・ふくい女性活躍支援センターなどによる周知や優れた事例の発掘、発信
- ④ ○「家事楽スタイル」に向けた家事効率化講座の実施（男女参画・県民活動課）

家事をできる限り効率的に行えるよう、すばやく家事をこなすためのコツやポイントなどについて生活学習館において講座を開催します。
- 健康で明るい家庭づくり（県民安全課）

家庭が「いこいの場、教育の場、明日への力を生み出す場」となるよう「家庭の日」〈毎月第3日曜日〉の普及定着に一層努めるとともに健康で明るい家庭づくりをめざして、家庭でのふれあい活動の推進を図ります。
- ④ ○家族時間の充実（県民安全課）（子ども家庭課）（教育庁）

家庭における家族時間の伸長とその内容を充実させるための県民運動を実施する

ほか、家族で参加するふれあいイベントを開催する団体を支援します

- ・親子遊び塾の実施
- ・「おはよう！からはじめる家族時間」運動の実施
- ・家族参加型イベントへの支援
- ・「放課後活動定休日」の実施

(2) 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進

○家事や子育てへの参画意識の浸透（男女参画・県民活動課）（子ども家庭課）

育児や介護、家事等は男女の共同責任であり、互いに協力することが必要であるという意識の浸透を図るため、父親の子育て力向上を図る取組の支援や父親の子育てを応援する職場環境づくりを推進します。

- ・父親の子育てを応援する企業の奨励（表彰、制度融資利用時の保証料補助）

○職場や地域の意識の改革（男女参画・県民活動課）（労働政策課）

職場や地域における家事や育児、介護についての性別による固定的な役割分担意識を払拭します。

(3) 男性の家事等への参加促進

㊦ ○とにかくやってみる、はじめてみる 体験型アプローチ（男女参画・県民活動課）

男性の家事などについてのきっかけづくりや啓発活動を展開し、積極的な家事参加に関する社会的気運の醸成を図り、男性の家事に対する意識を変え、行動を変えていきます。

- ・「家事チャレンジ検定」を軸とした男性の料理など家事参加促進
 - ・「家事チャレンジ検定」の実施
 - ・夫婦（カップル）や父子で参加する男性向け家事・料理教室等の開催
 - ・料理研究家の料理実演など啓発イベントの実施
 - ・料理コンテストやチャレンジツアーによる意欲の継続
 - ・男性向け料理雑誌を発行する出版社とのタイアップなどによる強力なPR
 - ・ふくい女性活躍支援センターによる、父親向け家事・料理イベント情報の一元的収集と発信

○父親の育児参加の促進（子ども家庭課）（労働政策課）

配偶者の出産時期にあわせた父親の休暇や育児休業の取得などを促進します。

- ・新米パパの子育てブック「パパチケット」の配布（HP掲載）
- ・父親クラブの結成促進
- ・男性社員の育児休暇取得促進のための普及啓発

㊦ ○男性の介護参加へのきっかけ創出（男女参画・県民活動課）（長寿福祉課）

男性向け講座の積極的な実施などを通じて、女性が多数を占める介護への男性の

参加を促します。

- ・家庭介護講座への男性参加拡大、男性向け介護相談の充実

3 地域による子育て・介護などの支援

基本的考え方

少子高齢化や核家族化、働き方の多様化などが進む中、安心して子どもを産み育て、高齢者が元気に活動できる環境を整備するため、多様なライフスタイルにあわせ、保育サービスや介護サービスの一層の充実など地域や社会全体により育児や介護などを支援します。

具体的施策

- (1) 多様化する保育ニーズなどへの対応
- (2) 地域社会の子育て力向上
- (3) 地域包括ケアの推進など介護支援策の充実

(1) 多様化する保育ニーズなどへの対応

㊦ ○多様な保育サービスなどの推進（子ども家庭課）

延長保育や病児デイケアなど、保護者の就労形態に合わせた多様な保育サービスを推進します。

また、結婚を希望している者には、企業の協力を得て出会いの場を提供するとともに、地域での縁結び活動を活発化し、結婚応援を充実します。

- ・小学校3年生までの医療費助成
- ・病児デイケアの実施
- ・保育所送迎や一時預かり等「すみずみ子育てサポート事業」の実施
- ・第3子以降・3歳未満児に係る保育料の無料化
- ・早朝や夕刻の延長保育の実施
- ・婚活カフェによる出会いの場の提供と情報提供

(2) 地域社会の子育て力向上

○小学生の放課後対策の充実（教育庁）

子どもの安全・安心で健やかな活動場所を確保するため、実情に応じて「放課後子どもクラブ」に希望者全員が入会できるよう、クラブの新設・拡充を支援します。

○子育ての相談体制の充実（子ども家庭課）（教育庁）（警察本部）

子育て中の保護者の不安や悩みの解消を図るため、地域での身近な相談・情報提供の実施等、子育てに関し気軽に相談できる体制の充実を図ります。

- ・児童相談所による電話相談
- ・子育てマイスターによる子育て相談
- ・家庭教育電話相談 すこやかダイヤル
- ・家庭教育支援チーム等による身近な相談、情報提供
- ・愛・きずなレターやヤングテレホンによる相談

○地域における子育て支援の充実（大学・私学振興課）（子ども家庭課）（教育庁）

地域子育て支援拠点の設置、児童館等児童厚生施設の整備、子育て相談・指導や一時預かり等の多様なニーズに対応する保育所の整備、私立幼稚園における同時在園児保育料軽減等、地域における子育て支援の充実を図ります。

（3）地域包括ケアの推進など介護支援策の充実

○介護保険制度の円滑な運営（長寿福祉課）

介護には家族全員の協力が必要ですが、現実には女性の負担が大きくなっているため、男女が協力して介護を担うことができるよう、高齢者の多様な保健・福祉ニーズに応じて介護サービスの充実を図るとともに、在宅と施設のバランスを図りながら、必要となる介護施設の整備を計画的に進めます。

- ・在宅と施設のバランスを図りながら、必要となる介護施設を計画的に整備
- ・サービス付き高齢者向け住宅等、介護施設以外の高齢者住まいの整備
- ・介護労働に関する理解促進や介護職員に対する研修の充実等による介護人材の確保と定着促進

○地域の力で支える在宅医療と在宅介護の充実（長寿福祉課）（地域医療課）

男女が共に医療や介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるエイジング・イン・プレイスの実現を目指し、地域密着型サービスの積極的展開や在宅サービスの質の向上、在宅医療の推進を図ります。

- ・在宅ケアに関する住民向けの普及啓発
- ・介護者の負担軽減を図り、在宅療養の継続をサポートする在宅療養支援病床（一時受入病床）の試行運用
- ・在宅関係機関の連携を強化し、在宅療養への移行をサポートする「ふくい在宅あんしんネット」の拡大

アクションⅣ 男女がいきいきと暮らせる環境の整備

少子高齢化が一層進展する中、新たな活力を創造し、男女がともに生き生きと暮らしていくためには、性別や年齢、障害、国籍などに基づく固定的な考え方にとらわれず、一人ひとりが社会を支える重要な一員としてとらえ、その個性や能力、知恵を地域や働く場との関わりの中で十分に発揮していくことが重要です。

このため、高齢者・障害者・外国人を含め、すべての人が地域をはじめとするあらゆる場面で、ともに生き生きと生活し、活躍できる環境を整備していきます。

アクションⅣ数値目標

数 値 目 標				
指 標 名	年度	実 績	年度	目 標
自治会長における女性の割合	H22	1.7%	H28	5.0%
自治会などの地域活動の場での男女の平等感について、男性が優遇されている、と回答した人	H22	55.1%	H28	50.0%以下
社会通念、慣習、しきたりなどでの男女の平等感について、男性が優遇されている、と回答した人	H22	71.1%	H28	60.0%以下
周産期死亡率	H22	全国1位	H24	全国10位以内
子宮がん検診受診率	H22	23.1%	H28	50%超
乳がん検診受診率	H22	22.5%	H28	50%超
喫煙の早産や低出生体重など妊婦への影響について知っている人の割合	H18	85.4%	H24	100%

1 地域における男女共同参画の推進

基本的考え方

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は重要です。

地域においては高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加などの変化が生じ、男女が共に地域を担うべき状況となっています。

また、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中するという問題が明らかになっています。

そこで、女性の地域活動への主体的参画を促すとともに、地域の防災や防犯活動に男女共同参画を進めるなど、これまで特定の性や年齢層で担われている分野に男女共同参画の視点を反映させます。

具体的施策

- (1) 地域活動への多様な人々の参画促進
- (2) 女性の視点に立った災害時対策

(1) 地域活動への多様な人々の参画促進

○地域活動への参画の促進（男女参画・県民活動課）

職業生活中心になりがちな男性の意識や生活の見直し、そして地域生活と職業生活の両立についての意識啓発を進め、地域活動への参画を促進します。

☞・地域における女性が主体となった先進的な自治会や町内会の事例の発掘・発信

○地域における慣習・しきたりの改善活動の促進（男女参画・県民活動課）

市町と連携しながら、男女共同参画推進員や男女共同参画に取り組む団体と協働して慣習・しきたりを見直し、改善するための自主的な活動を支援、促進します。

☞ ○女性の安全安心対策や子ども見守り活動の実施（県民安全課）（警察本部）

地域や企業において女性のための防犯対策を進めるほか、地域の防犯活動者と事業所の連携など地域の防犯力を強化します。

- ・女性を狙った犯罪が起りやすい場所での地域住民によるパトロール
- ・女性の防犯活動団体への加入促進
- ・地域防犯団体と事業所による「地区別防犯活動連絡会」設置

- ・地域ぐるみの「子ども重点見守りデー」設定
- ・見守り活動の「見える化」

○ボランティアやNPO活動の普及、情報提供（男女参画・県民活動課）（地域福祉課）

男女の地域活動への参画を促進するため、ボランティアやNPO活動に対する県民の関心を高め、活動が促進するよう支援します。

- ・ボランティア活動者を増加させるために、やる気とニーズのマッチングを支援
- ・福祉教育の推進、養成・研修事業の開催

（2）女性の視点に立った災害時対策

○地域防災計画等の見直し（危機対策・防災課）（警察本部）

東日本大震災における被災地の状況を勘案し、女性や子育てのニーズを踏まえて地域防災計画の見直しを行います。

- ・避難所における生理用品や粉ミルクなどの提供
- ・女性用更衣室や男女別トイレなど女性や子育てに配慮した避難所の設計・運営体制
- ・パトロール、立寄りにより各種犯罪Fに対する警戒を強化

㊦ ○災害ボランティア活動の場における男女共同参画（男女参画・県民活動課）

災害ボランティア活動の場において、男女共同参画の視点からの配慮を行います。

- ・男女別のトイレや更衣室、風呂などの確保についての要請

㊦ ○消防団員への女性参画促進（危機対策・防災課）

消防本部や消防団、市町等関係機関と連携し、女性消防団員等の活動、活躍を県民に周知し、女性や若者などの加入を進めます。

㊦ ○住民の自主防災組織の強化（危機対策・防災課）

消防団、地元企業などと協働し、屋根雪下ろしをはじめとする実効的な活動を行う組織を支援するほか、自主防災組織の運用について女性の参画を促進し、自主防災組織の活動を強化します。

- ・研修会の開催による自主防災組織の設置支援

㊦ ○防災の現場における男女共同参画（危機対策・防災課）（警察本部）

消防職員や消防団員、警察官などについて、防災の現場において女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意します。

- ・女性警察官等の避難所や仮設住宅等における相談受理、防犯指導等の実施

2 生涯を通じた健康支援

基本的考え方

生涯にわたり、健康で豊かなゆとりある生活を送ることは、男女が共に相手を思いやり自立して生きていくための重要な課題です。

特に、女性は妊娠・出産をする可能性があることから、ライフステージに応じた課題に適切に対応し、生涯を通じた健康の保持を推進します。

具体的施策

- (1) ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 若年層の健康・性に関する教育の充実

(1) ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援

○健康づくり施策の総合的推進（長寿福祉課）（健康増進課）

「元気な福井の健康づくり応援計画」に基づき、男女のライフサイクルにおける特性を配慮しつつ、生涯を通じて築いていく健康づくりのための施策を総合的に推進します。

- ・適切な食生活、運動習慣の定着、禁煙を進める施策の実施
- ・老人クラブが実施する健康づくり講座や県と東京大学で進めている福井県民の医療・介護に関するデータを用いた共同研究（ジェロントロジー共同研究）の知見活用による高齢者の元気生活率アップ

○きめ細かな保健サービスの提供（健康増進課）

各自のライフサイクルに応じた健康づくりを図るため、保健医療対策の推進や疾病の予防や治療にとどまらず、きめ細かな保健サービスの提供を行います。

○がん予防対策の推進（健康増進課）（地域医療課）

乳がん、子宮がん等のがんの早期発見・早期治療につながるがん検診の受診率を向上させるとともに、治療効果の高いがん医療を提供するなど、がん対策を推進します。

- ④ ・がん検診受診勧奨センター設置など働き盛り世代の未受診者への受診勧奨
- ④ ・小規模事業所での出前検診
- ④ ・乳がん治療法の開発など陽子線がん治療高度化

- ・がん検診推進医の委嘱

○健康相談等の実施、情報の提供（健康増進課）

避妊・妊娠・不妊、性感染症や更年期障害等その他女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めた健康相談や情報の提供を行います。

- ・妊娠、性感染症、不妊等に関する助産師による電話・面接相談の実施
- ・不妊に関する医師の面接相談

（2）妊娠・出産等に関する健康支援

○性と生殖に関する健康・権利に関する啓発（男女参画・県民活動課）（健康増進課）

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての考え方を広く浸透させ、女性の妊娠・出産にかかわる機能を尊重し、女性が自分の身体について主体的に受け止め、自己決定権を持つことができるよう啓発します。

○妊娠・出産における女性の健康保持（健康増進課）（地域医療課）

安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう健康診査・訪問指導など基本的な母子保健サービスを提供する市町へ専門的技術支援を行うほか、周産期医療体制の整備など保健医療対策の充実を図ります。

また、不妊治療に対する支援を行います。

- ④・産婦人科等の後期研修プログラムの設定と後期研修医の募集
 - ・妊婦健診の無料化
 - ・不妊治療の治療費助成
 - ・2つの総合周産期母子医療センター体制の整備

（3）健康をおびやかす問題についての対策の推進

○性感染症等の正確な情報の提供（健康増進課）（教育庁）

HIV／エイズや性感染症の患者・感染者に対する偏見をなくし、正しい理解に基づいた行動が取れるよう、学校における性に関する指導、生涯教育、メディア等を通して正確な情報提供に努めます。

- ・エイズホットラインの運営
- ・世界エイズデーイベントの開催
- ・高校生等を対象とした思春期教室の実施

○薬物犯罪の取締り徹底（医薬食品・衛生課）（警察本部）

次代を担う青少年の薬物乱用は、深刻な社会問題となっており、特に、妊娠中の女性の場合は胎児にも悪影響を与えることから、関係機関との緊密な連携のもと、薬物犯罪の取締りの徹底を図ります。

○薬物乱用防止教育の推進（医薬食品・衛生課）（教育庁）（警察本部）

薬物の影響に関する正しい知識を広く普及し、児童生徒に対しては、学校における薬物乱用防止教育を推進します。

- ・専門的知識を持った講師による薬物乱用防止教室の開催

○断煙対策の推進（健康増進課）（教育庁）

喫煙は、健康上問題となり、特に女性は妊娠や胎児に影響があることから、自らの意思でたばこを止める「断煙」推進や成人後の喫煙防止のため、市町への施設内全面禁煙の要請やたばこの害の普及啓発などを行います。

- ・小中高校でのたばこの健康被害など喫煙防止の指導

（4）若年層の健康・性に関する教育の充実

○学校における性に関する指導の推進（教育庁）

児童生徒の発達段階を踏まえて指導内容や指導方法を検討し、学校教育活動全体を通じて、それぞれの学校の実態に基づいた取組を進めます。

○性に関する学習機会の充実（教育庁）

青少年の性行動の低年齢化や性情報の氾濫等の状況の中で性に関する正しい知識が得られるよう保護者を含めて学習機会を充実させ、家庭との連携を図ります。

3 高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる社会づくり

基本的考え方

高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者に対する施策の影響は女性の方が強く受けることとなります。

また、外国人は言葉の違いや文化・価値観の違いなどから地域において孤立しやすいなど、高齢である、障害がある、外国人であることに加えて、女性であることから、さらに困難な状況に置かれている場合があります。

性別に関わらず、その能力や知恵を十分に発揮し、新たな活力を創造していくため、困難な状況におかれている人々が安心して暮らせる環境の整備を促進します。

具体的施策

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
- (2) 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり
- (3) 高齢者の社会参加に対する支援
- (4) 障害者の自立した生活の支援
- (5) 在住外国人等への情報提供や相談体制の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

○介護保険制度の円滑な運営（長寿福祉課）

介護には家族全員の協力が必要ですが、現実には女性の負担が大きくなっているため、負担が女性に集中することなく、男女が協力して介護を担うことができるよう、高齢者の多様な保健・福祉ニーズに応じて介護サービスの充実を図るとともに、在宅と施設のバランスを図りながら、必要となる介護施設の整備を計画的に進めます。

- ・在宅と施設のバランスを図りながら、必要となる介護施設を計画的に整備
- ・サービス付き高齢者向け住宅等、介護施設以外の高齢者住まいの整備
- ・介護労働に関する理解促進や介護職員に対する研修の充実等による介護人材の確保と定着促進

○地域ので支える在宅医療と在宅介護の充実（長寿福祉課）（地域医療課）

男女が共に医療や介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅や地域で安心

して生活できるエイジング・イン・プレイスの実現を目指し、地域密着型サービスの積極的展開や在宅サービスの質の向上、在宅医療の推進を図ります。

- ・在宅ケアに関する住民向けの普及啓発
- ・介護者の負担軽減を図り、在宅療養の継続をサポートする在宅療養支援病床（一時受入病床）の試行運用
- ・在宅関係機関の連携を強化し、在宅療養への移行をサポートする「ふくい在宅あんしんネット」の拡大

○介護サービスの質の向上と信頼のあるサービスの提供体制確保（長寿福祉課）

介護と家庭や仕事の両立は困難な場合が多く、男性にとっても女性にとっても、介護サービスの充実は、緊急かつ重要な課題です。

このため、介護サービス従事者の研修等を通じて介護サービスの質の向上を図るとともにサービス利用者の権利を保護します。また、インターネットを通じて介護サービス事業者等の情報を提供します。

- ・認定調査員、主治医に対する研修の実施
- ・介護支援専門員の養成

○総合的な認知症施策（長寿福祉課）

認知症高齢者を男女が共に地域全体で支える認知症サポーター養成や介護に携わる事業所職員の研修、認知症の早期発見と早期診断に向けた認知症かかりつけ医の養成など総合的な施策を行います。

- ④・認知症の早期発見率を高めるための「定年齢認知症検診」の実施
- ・認知症施策総合推進会議の設置
- ・市町地域包括支援センター職員に対する研修の実施

(2) 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり

○地域生活支援体制の整備（地域福祉課）（長寿福祉課）

地域における支え合いのもとで、男性・女性の区別なく互いに協力し合う関係により、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう支援体制を整備します。

- ④・地域住民による「見守りネットワーク」結成の促進と、高齢者等に対する日常的な声かけや安否確認
- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・高齢者相談体制の充実

○介護予防・リハビリテーションの充実（長寿福祉課）

男性も女性も介護を必要とする状態にならないようにしたり進行を防ぐ観点から、介護予防従事者に対する研修を実施するとともに、質の高い介護予防・リハビリテーション提供体制の整備を図ります。

- ・研修による介護知識や技術の普及
- ・福祉用具の普及

⑨ ○交通安全対策の充実（県民安全課）（警察本部）

高齢者の交通事故の抑止に向け、反射材の直接貼付活動の実施や高齢者交通安全教室を開催するとともに、警察による交通指導取締りや危険歩行者を発見した場合の緊急通報活動、主要交差点での街頭活動などの交通安全対策を推進します。

- ・高齢者に対する街頭や量販店等での反射材の直接貼付活動
- ・高齢者が体験して学ぶ交通安全研修の実施
- ・「交通安全おたすけコール運動」の推進

（3）高齢者の社会参加に対する支援

○生きがいと健康づくり活動の自主的取組への支援（地域福祉課）（長寿福祉課）

高齢者の社会参加の促進、生きがいづくり、健康づくりを推進するため（福）福井県社会福祉協議会において高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動、地域活動および指導者の育成事業等を実施します。

○社会参加・就業の支援（交通まちづくり課）（長寿福祉課）（労働政策課）

生きがいと健康づくりのための多様な活動グループの育成および活動の支援により交流の場を提供するほか、老人クラブが行う子どもたちとの交流活動等への支援を行うとともに、高齢者の移動手段を確保するため、コミュニティバスや乗合タクシーなど、地域の実情にあった生活交通の確保を支援します。

また、65歳までの継続雇用の推進やシルバー人材センターへの支援により、高齢者の就業機会を拡充します。

（4）障害者の自立した生活の支援

○障害のある人の自立と社会参加への支援（交通まちづくり課）（危機対策・防災課）（障害福祉課）（土木部）（警察本部）

障害者の自立と社会参加を促進するため、鉄道駅や歩道のバリアフリー化、ノンステップバスの導入など総合的な交通・移動手段の整備を進めるとともに、障害者の働く場の拡大等により、障害者施設賃金のさらなる向上を図るほか、障害者がスポーツに親しむ場所や機会を提供し、スポーツを通じた社会参加を促進します。

また、バリアフリーのまちづくりに障害者などの当事者が参画するしくみをつくり、障害者を含むすべての人にやさしいまちづくりを推進します。

- ・就労継続支援A型事業所※へのアドバイザー派遣や施設外就労の促進
- ・障害者スポーツ体験教室の開催やスポーツサークル支援

※就労継続支援A型事業所：障害者との間で雇用契約を結んで就労支援を行う障害福祉サービス事業所

(5) 在住外国人等への情報提供や相談体制の整備

- ④ ○**在住外国人への情報提供の充実**（男女参画・県民活動課）（観光振興課国際室）
在住外国人が日常必要とする生活情報や防災情報などを多言語により提供します。
 - ・中国語およびポルトガル語によるラジオ番組

- ④ ○**日本語の学習機会の充実**（観光振興課国際室）
在住外国人が日常生活を送る上で必要な日本語を学ぶための講座などを開催するとともに、日本語指導者の育成に努め、日本語の学習機会を充実します。
 - ・在住外国人に対する、日本語や日本の文化や風習について学ぶ機会の提供

- ④ ○**相談体制の充実**（男女参画・県民活動課）（地域福祉課）（観光振興課国際室）
女性に対する配偶者等からの暴力や行政手続などについて関係機関と連携して在住外国人向けの相談体制を充実します。
また、在住外国人の生活相談や障害者をはじめとする人権問題の解決を図るため、国際交流会館や人権センターにおいて相談を行うなど、相談体制を充実します。
 - ・配偶者からの暴力に係る在住外国人向け相談窓口の設置
 - ・通訳に対する、配偶者からの暴力についての研修の実施
 - ・在留手続きなど在住外国人生活相談の実施
 - ・人権センター相談員による人権移動相談会の実施
 - ・毎月1回の弁護士による特別人権相談会の実施

4 メディアにおける人権尊重

基本的考え方

メディアによってもたらされる情報は、社会や人々の意識や行動に大きな影響を与えるため、メディア側も男女共同参画に関する正しい理解に積極的な取り組みを行うよう働きかけます。

また、女性などの人権を侵害するような違法な情報への対応を充実させていきます。

具体的施策

- (1) メディアにおける男女の人権の尊重
- (2) 情報通信技術の進展に対応した有害環境の浄化
- (3) メディア・リテラシーの向上

(1) メディアにおける男女の人権の尊重

○男女の人権を尊重した表現の働きかけ（男女参画・県民活動課）

メディアに対して男女の人権を尊重した表現を行うとともに固定化された性差にとらわれない表現とするよう働きかけます。

(2) 情報通信技術の進展に対応した有害環境の浄化

㊦ ○情報通信技術の進展に対応した有害環境の浄化の推進（県民安全課）（警察本部）

性的表現や暴力表現の著しい出版物や興行等については、福井県青少年愛護条例を効果的に運用し、青少年の健全な育成を図ります。

また、インターネット環境における有害情報の配信やインターネット上のトラブルに対する相談体制を強化します。

このほか、サイバー犯罪アドバイザーを育成し、インターネットサイト上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止など、サイバー空間における県民の安全・安心確保対策の推進に取り組みます。

(3) メディア・リテラシー※の向上

㊦ ○情報教育の推進（教育庁）

学校教育において、インターネットをはじめ、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を進めます。

※メディア・リテラシー：メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力をも指す。

アクションV 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄を問わず許されるものではありませんが、配偶者や恋人などからの暴力（DV）、性犯罪などの被害者は女性が多く、こうした女性に対する暴力は、女性に対する重大な人権侵害であり、インターネットや携帯電話の普及により、多様化している状況にあることから、女性に対する暴力を根絶するため、暴力の形態や被害の属性等に応じたきめ細かい対応を推進します。

アクションV数値目標

指 標 名	数 値 目 標			
	年度	実 績	年度	目 標
DVをどこ（誰）にも相談しなかった人の割合	H20	56.1%	H28	30%未満
夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	H20	男性55.7% 女性62.7%	H28	100%
夫婦間における「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合	H20	男性35.1% 女性39.2%	H28	100%

具体的施策

- (1) 女性に対する暴力の未然防止と根絶のための基盤づくり
- (2) 女性への暴力に対する厳正な対処
- (3) 被害者の保護、自立支援

(1) 女性に対する暴力の未然防止と根絶のための基盤づくり

㊦ ○暴力による女性の人権侵害の防止の普及啓発（男女参画・県民活動課）

女性への暴力は重大な人権侵害であるとの認識を深めるため、市町等と連携し、啓発活動を推進します。

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発活動の実施
- ・配偶者からの暴力に関する啓発等を実施する民間団体への支援の実施

○相談しやすい環境の整備（男女参画・県民活動課）（子ども家庭課）（警察本部）

被害の潜在化を防止するため、女性相談員・女性警察官による被害相談など相談

しやすい環境を整備します。

- ・生活学習館、警察安全相談等の相談窓口の周知
- ・警察安全相談、レディーステレホン、ヤングテレホン等各種相談窓口の充実
- ・配偶者暴力についての相談に携わる職務関係者等を対象とした初任者研修への民生委員や人権擁護委員の参加
- ・女性相談交番の設置

○女性への暴力防止対策の推進（県民安全課）（警察本部）

防犯パトロールや警察安全相談など女性が犯罪被害者となることを防止するための対策を強化します。

- ④・企業等内にDV・ストーカー等の相談窓口となるレディースガードリーダー（LGL）の育成と、LGLと女性警察官との連携による企業内防犯講座の開催

○配偶者等からの暴力防止の啓発推進（大学・私学振興課）（男女参画・県民活動課）（教育庁）

配偶者からの暴力は、犯罪であり、人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、配偶者からの暴力の連鎖を止め、将来、暴力の加害者にも被害者にもならないよう、若年層を対象とする教育・学習の充実を一層進めていきます。

- ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」における広報誌等の配布
- ・パネル展やホームルーム・授業におけるデートDVについての高校生への啓発

○相談機能の充実（男女参画・県民活動課）（子ども家庭課）

配偶者からの暴力についての相談に適切に対応するため、女性相談員や医療関係者、弁護士などによる相談やカウンセリングを行います。

また、女性への暴力に関係する行政機関に民間の相談機関等も加えて被害者の利便性を考慮するなど効果的な相談体制となるよう連携を強化します。

- ・配偶者暴力に携わる初任者のための研修の実施
- ・外国人に対する相談窓口や専門相談員の新設
- ・配偶者暴力被害者支援センターにおける地区別事例検討会の実施

（2）女性への暴力に対する厳正な対処

○暴力行為への厳正な対処の推進（警察本部）

刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適正な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じます。

○ストーカー行為等への厳正な対処（警察本部）

ストーカー行為等の男女間トラブルは重篤な被害につながりやすいことを考慮し、

配偶者および交際相手からの行為も含め、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の行政措置、検挙措置はもとより、あらゆる法令を駆使して厳正に対処します。

④ ○悪質な性犯罪の前兆と見られる事案への対応（警察本部）

声かけ、つきまとい等悪質な性犯罪の前兆と見られる事案が発生した場合には、行為者を特定して、検挙または指導・警告により先制・予防的な警察活動を図ります。

○売春および買春・児童ポルノの根絶に向けた対策の推進（男女参画・県民活動課）
（子ども家庭課）（警察本部）

売春および買春・児童ポルノの根絶に向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等の関係法令を厳正かつ適切に運用し、取締りを強化します。

児童買春・児童ポルノの取締りにあたっては、児童の人権、特性等に配慮するなど適切に対処します。人身取引事案については、情報収集、実態把握に努め厳正に対処します。

○セクシュアル・ハラスメントへの対応（男女参画・県民活動課）（労働政策課）（教育庁）

セクシュアル・ハラスメントは個人の尊厳を傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為です。

このため、学校における児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントや職場におけるセクシャル・ハラスメントなどその防止について啓発を進めます。

（3）被害者の保護、自立支援

○被害者に配慮した対応の充実（警察本部）

被害者に対する事情聴取等の際、さらなる精神的被害を与えることのないよう被害者の心理的側面を考慮した対策を推進するとともに、女性被害にかかる犯罪捜査への女性警察官配置と女性被害捜査官の育成を図り、適正な対応を推進します。

また、公益社団法人福井被害者支援センターと連携し、被害者の要望に応じた対応に努めます。

○被害者に対する保護、支援（男女参画・県民活動課）（県民安全課）（子ども家庭課）（警察本部）

福井県犯罪被害者等支援連絡協議会などを通じて関係機関との連携を図りながら、被害者に対する支援を推進します。

また、一時保護が円滑に実施できるよう、相談窓口から一時保護施設まで加害者から被害者を守るための安全な保護体制の整備に努めるほか、被害者の自立に向け

での支援や情報提供に努めます。

- ・自立に向けた準備のために一時的に利用できる「ステップハウス」の整備
- ・DV被害者支援関連機関連携マニュアルの整備

○配偶者暴力被害者支援センターの運営（男女参画・県民活動課）（子ども家庭課）

配偶者暴力防止法の普及浸透を図り、配偶者暴力被害者支援センターの機能を果たす生活学習館、総合福祉相談所および県健康福祉センターが相互に連携し、被害者の相談、保護および自立支援に努めます。

第6章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現には、各アクション項目を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要です。

このため、県における推進体制を強化するほか、市町、企業、団体との連携強化を図ります。

1 総合的な推進体制の強化

○庁内体制の整備（男女参画・県民活動課）

本計画に掲げた数値目標の達成に向け、「福井県男女共同参画推進会議」において庁内関係各部署の一層の連携強化を図ります。

○男女共同参画に関する審議会の開催（男女参画・県民活動課）

男女共同参画審議会において、男女共同参画に関する事項を調査審議します。

○年次報告書の作成（男女参画・県民活動課）

本計画に基づく施策の進捗状況や本県の男女共同参画の現状を年次報告書として公表します。

○国や他府県との協力（男女参画・県民活動課）

効果的な施策の展開を図るため、国や他の都道府県と連携、協力していきます。

○福井県男女共同参画推進条例に基づく施策の推進（男女参画・県民活動課）

福井県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

○県職員への意識啓発（男女参画・県民活動課）

男女共同参画の視点から施策の見直しの促進に向けて、職員の男女共同参画の意識を高めるための研修を実施します。

2 市町、企業、団体などとの協力・連携の強化

○市町男女共同参画計画の策定の促進（男女参画・県民活動課）

地域の特色を踏まえた市町男女共同参画計画の策定を支援します。

○市町との連携強化（男女参画・県民活動課）

市町男女共同参画担当者との意見交換会などを通して市町との一層の連携強化を図るとともに、市町に対して男女共同参画担当部門の充実を要請していきます。

○ふくい女性財団等への支援（男女参画・県民活動課）

財団法人ふくい女性財団の活動を支援するとともに、市町男女共同参画ネットワーク等の自主的な活動団体がそれぞれの役割を十分果たすことにより男女共同参画社会づくりが促進されるよう支援します。

㊦ ○地域・企業・若者との連携による計画の推進（男女参画・県民活動課）

県や市町だけでなく、各市町の地域ネットワークや地域イベントを活用するほか、企業トップによるリレートークなどを通じた啓発や、若者チャレンジクラブなどを通じた若者へのアプローチなど、地域・企業・若者との連携を通じて、計画を強力に推進していきます。

3 相談体制等の充実

○男女共同参画に関する相談・苦情への対応（男女参画・県民活動課）

県の実施する施策により男女共同参画の推進を阻害する事柄に関する相談や苦情の申し出について、適切に対応します。

○生活学習館における女性に対する相談体制の充実（男女参画・県民活動課）

様々な問題を抱えた女性に対する相談体制の充実を図ります。

○生活学習館における多彩な事業の展開（男女参画・県民活動課）

関係機関との連携により地域ニーズの把握や情報収集に努め、講座内容の充実に努め、男女共同参画に関する課題の解決のための調査・研究に積極的に取り組みます。

- ・地域リーダーの一層の資質や能力の向上を図る講座
- ・企業、団体、学校等が主催する講座への講師派遣
- ・男性を対象とした講座

○女性活躍支援センターにおける相談・支援（男女参画・県民活動課）

「ふくい女性活躍支援センター」において、キャリアアップや起業・再就職を目指す女性の相談に応じるとともに、高い資質を備えたリーダーを養成するための研修を実施します。

また、社会のあらゆる分野で活躍する女性の人材情報を収集管理し、県民や団体、企業等からの要求に応じて情報提供することで、女性の更なる活躍の場を創設します。

また、女性がチャレンジするために必要な講座・研修や制度、関係機関の情報を収集し、インターネット等で提供します。

参 考 资 料

1 世界の動き

- 昭和23年 国際連合は「世界人権宣言」を採択し、「婦人の地位委員会」が
(1948年) 設置されました。
- 昭和50年 国連は、この年を「国際婦人年」とし、世界的に女性の地位向上
(1975年) を図る議論等が展開されました。また、メキシコシティで第1
回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、
各国の採るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採
択されました。この会議では、昭和51年(1976年)から60年
(1985年)までを「国連女性の10年」とすることが定められま
した。
- 昭和54年 国連総会において女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具
(1979年) 体化するための基本的かつ包括的な法的国際文書である「女子に
対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差
別撤廃条約」という。)が採択されました。
- 昭和60年 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議において、西暦2000年
(1985年) に向けて各国等が効果的措置を採る上でのガイドラインである「
婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将
来戦略」という。)が採択されました。
- 平成2年 国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ
(1990年) 将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論
」を取り決めました。
- 平成7年 北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦
(1995年) 略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行うとともに
「北京宣言及び行動綱領」を採択しています。
- 平成12年 ニューヨークにおいて開催された国連特別総会「女性2000年
(2000年) 会議：21世紀に向けた男女平等、開発および平和」では、「北
京行動綱領」の進捗状況についての検討、評価を行い「北京宣言
及び行動綱領の実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」
(「成果文書」)が採択されました。
- 平成17年 ニューヨークにおいて、第49回国連婦人の地位委員会、通称「

(2005年) 北京+10」が閣僚級会合として開催され、「北京宣言及び行動綱領」および「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しや、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

2 日本の動き

昭和21年 「日本国憲法」が制定され、憲法第14条で性別などにより差別
(1946年) されない法の下での平等が保障されました。また、民主主義社会の実現を目指す一連の改革の中で婦人参政権が実現しました。

昭和50年 女性の地位向上のための国内本部機構として総理府に婦人問題企
(1975年) 画推進本部が設置されました。

昭和52年 「国内行動計画」が策定されました。
(1977年) これ以降、我が国の男女共同参画への取組は、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、施策が推進されてきました。

昭和60年 昭和54年の国連総会における女子差別撤廃条約の主旨に沿い、
(1985年) 国籍法の改正や、男女雇用機会均等法の制定など、国内法の整備を進め、女子差別撤廃条約を批准しました。

昭和62年 昭和60年の「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向
(1987年) けての新国内行動計画」が策定されました。

平成6年 婦人問題企画推進本部が改組され、男女共同参画推進本部が設置
(1994年) されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置されました。

平成8年 第4回世界女性会議（北京会議）における成果を踏まえ、「男女
(1996年) 共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年 男女共同参画社会の実現のための基本法となる「男女共同参画社
(1999年) 会基本法」が制定されました。

平成12年 男女共同参画社会基本法に基づき、我が国初の法定計画となる「

- (2000年) 男女共同参画基本計画」が制定されました。また、同法により都道府県に男女共同参画計画策定が義務づけられました。
- 平成13年 男女共同参画審議会に替えて男女共同参画会議が設置され、内閣
(2001年) 府に男女共同参画局が設置されました。
- 平成13年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以
(2001年) 下「配偶者暴力防止法」)が施行されました。
- 平成16年 配偶者暴力防止法が一部改正され、都道府県に配偶者からの暴力
(2004年) の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定が義務付けられ、同法に基づく基本方針が策定されました。
- 平成17年 平成12年に策定された「男女共同参画基本計画」を改定し「男
(2005年) 女共同参画基本計画(第2次)」を策定しました。
- 平成18年 男女雇用機会均等法が一部改正され、間接差別や妊娠・出産など
(2006年) を理由とする不利益な取扱いなどが禁止されました。
- 平成20年 配偶者暴力防止法が一部改正され、配偶者からの暴力の防止及び
(2008年) 被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定が市町村の努力義務となり、同法に基づく基本方針が策定されました。
- 平成21年 育児・介護休業法が一部改正され、男性の育児休業取得促進策の
(2009年) 導入や仕事と介護の両立支援策が盛り込まれました。
- 平成22年 平成17年に策定された「男女共同参画基本計画」を改定し「男
(2010年) 女共同参画基本計画(第3次)」を策定しました。

3 福井県の動き

- 昭和56年 女性の地位向上のための県内行動計画として「福井県婦人対策の
(1981年) 方向」を策定しました。
- 昭和58年 企画開発部少年課を青少年婦人課に改め、同課内に婦人対策室を
(1983年) 設置しました。
- 昭和60年 女性のための地位向上を推進する民間の女性団体として福井県婦
(1985年) 人の地位向上推進連絡会が設立されました。
- 昭和63年 女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針で
(1988年) ある「21世紀をめざすふくい女性プラン」を策定しました。

- 平成元年 青少年婦人課を青少年女性課に改称し、婦人対策室を女性対策室
(1989年) に改称しました。
- 平成7年 女性対策室を女性政策室へと改称しました。また、女性総合セ
(1995年) ンターと生涯学習センターの複合施設である生活学習館が開館し
男女共同参画を進める上での女性の活動拠点を整備しました。さら
に、女性の自立と社会参加のための諸活動を行うことを目的に
、民間と行政の幅広い連携協力により財団法人ふくい女性財団が
設立されました。
- 平成10年 女性の能力開化の促進や女性の人権の尊重等を基本的な考え方と
(1998年) した「ふくい男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的
に施策を推進してきました。
- 平成12年 女性政策室を男女共同参画室へと改称しました。
(2000年)
- 平成14年 男女共同参画社会基本法に基づき、新たな本県の特性と課題を反
(2002年) 映させた「福井県男女共同参画計画」を策定しました。また、本
県における男女共同参画推進の基本となる「福井県男女共同参画
推進条例」を制定しました。
- 平成15年 男女共同参画室を男女参画・県民活動課と改組しました。
(2003年)
- 平成18年 「福井県男女共同参画計画」を改定しました。
(2006年) 配偶者暴力に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「配
偶者暴力防止法」に基づく「配偶者暴力防止および被害者保護の
ための福井県基本計画」を策定しました。
- 平成21年 「配偶者暴力防止法」に基づく「配偶者暴力防止および被害者保
(2009年) 護のための福井県基本計画」を改定しました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日（第34回国連総会）
発 効 1981年 9月 3日
日本国批准 1985年 6月25日批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべて

の適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及び

すべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働

の権利を確保するため、次のことを目的とする適切な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適切な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受

する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家から構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行

う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便宜を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正年月日：平成一一年一月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者

に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正年月日：平成一九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二

内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二

警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該

被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日ま

での間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条

前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条

第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条

裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決

定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条

第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十

分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条

都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条

国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条

保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条

第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

第三条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

福井県男女共同参画推進条例

平成十四年十月十一日

福井県条例第五十九号

福井県男女共同参画推進条例を公布する。

福井県男女共同参画推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画(第八条)

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策(第九条—第十六条)

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発(第十七条—第十九条)

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等(第二十条—第二十三条)

第三章 福井県男女共同参画審議会(第二十四条—第二十九条)

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男

- 女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
 - 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
 - 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体(以下「県民等」という。)ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。
(平一七条例六五・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。
- 3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為(精神的に苦痛を与える行為を含む。第十五条において同じ。)をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第九条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

(制度および慣行の改善を促進するための措置)

第十条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援)

第十一条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第十二条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第十三条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(政策等の決定過程における男女共同参画の推進)

第十四条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七条例六五・一部改正)

(暴力の根絶)

第十五条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町、県民等の活動に対する支援)

第十六条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平一七条例六五・一部改正)

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

(男女共同参画推進員の設置)

第十七条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

(男女共同参画月間)

第十八条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

(表彰)

第十九条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

(推進体制の整備等)

第二十条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

(相談および苦情の処理)

第二十一条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第二十二条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告)

第二十三条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 福井県男女共同参画審議会

(福井県男女共同参画審議会)

第二十四条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第二十七条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則(平成一七年条例第六五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

【用語の解説】

M字型曲線

日本の15歳以上女性の年齢別労働力率をグラフにすると、学校卒業後、20～24歳でピークを迎え、その後の子育て期に下降し、40歳代で第二のピークを迎えるという傾向が見られる。その形がアルファベットのMの文字に似ていることからM字型曲線と呼ばれている。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が魅力ある農業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。家族経営協定は、これを実現するために農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

子育てマイスター

保育、医療、看護、保健など子育てに関する資格を有し、社会貢献活動を希望する方を「子育てマイスター」として、県が募集・登録し、地域において、子育てに関する悩みや不安の相談員や助言者として活動する。

社会的性別／ジェンダー (gender)

社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のこと。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが、社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。「社会的性別の視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担および偏見等、男女共同参画社会を形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

食育

一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食品の安全性、食事と疾病との関係、食品の栄養特性やその組み合わせ方、食文化、地域固有の食材等を適切に理解するために必要な全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行うこと。

性と生殖に関する健康・権利／リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(Reproductive health/rights) → 47ページ

セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

性的ないやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への接触、性的な関係の強要、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、それに対する対応によって、仕事をすることで一定の不利益を与える(対価型セクシュアル・ハラスメント)ことや、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる(環境型セクシュアル・ハラスメント)こと。

積極的差別是正措置／ポジティブ・アクション (positive action)

過去にされてきた社会的・構造的な差別によって、不利益を受けているグループ(女性や少数民族など)が不平等な状態に置かれている場合に、その格差をなくし実質上の平等を実現するためにとられる暫定的な措置。男女共同参画社会基本法第2条第2項では、「積極的改善措置」として次のように定義している。「(男女共同参画に関し)男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)

夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に向けられる暴力のこと。家庭内での子どもに対する暴力を含めて使用されることもある。この問題に対応するため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。



編集・発行／平成24年3月

発行者／福井県総務部男女参画・県民活動課
〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
TEL:0776-20-0319
FAX:0776-20-0632
e-mail : dan.joken@pref.fukui.lg.jp